

令和6年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月6日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏑本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会 事務局長	高木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	廣瀬知倫
議会書記	内木雅浩		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので御報告いたします。

私大西、所用があり、1時間ほど退席させていただきますので副議長と交代をいたします。よろしく申し上げます。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（飯尾龍也君）

議長が所用により退場されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

日程第1 一般質問

○副議長（飯尾龍也君）

日程第1、一般質問を行います。

9番 高橋勇樹君の発言を許します。

○9番（高橋勇樹君）

通告書に従い順次質問をさせていただきたいと思います。

早速であります、質問に入らせていただきます。

今回は課題提起2問、あとは継続的質問を1問させていただきたいと思います。計3項目7問質問させていただきたいと思います。

それでは、1問目の質問に入らせていただきますが、本巣市のSNS活用について質問をさせていただきます。

昨今のSNSの活用は著しく、民間企業だけでなく自治体も試行錯誤し、SNSを活用しております。しかし、SNSの活用に関しては成功を収めている自治体もあれば苦勞している自治体もあり、自治体単位でいえば活用に成功している自治体は数少ないと思われます。

本市でのSNSの活用に関しては、LINEをはじめユーチューブやインスタグラム、フェイスブック、そしてX、旧ツイッターになりますけれども、辺りを活用しているところかと思ひます。現在活用しているSNSのコンセプト設計はなされているか、お聞きしていきたいと思ひます。

本市での活用しているSNSに限られますが、各SNSの性質が違ひます。例えばインスタグラムであればビジュアル要素に特化しており、主に友人や知人間、同じ趣味を持つ人同士のコミュニ

ケーションに向いているが、X、いわゆるツイッターと比べると拡散性は低いという特性もあります。SNSはおのこの特性が異なることから、各SNSのコンセプト設計が必要と考えます。そもそもSNSのコンセプト設計はアカウントの運用において根幹的な要素で、職員の異動がある自治体にとっては広報の職員が数年で変わることから必要性を感じます。コンセプト設計が明確になれば、投稿の一貫性を保つことができる。そのほかにもアカウントの方向性を明確にできたり、そのことからフォロワーの増加につながりますし、競合との差別化やブランディングにつながります。さらに、自治体も稼がなければならない時代になってきていることから、自治体の収益にもつなげることができると考えます。

このようなことから重要と考え、今回コンセプト設計の有無とかそういったことを質問させていただきたいと思いますが、まずもってコンセプト設計とはというところからになりますけれども、アカウントがどのような情報や価値を発信しているかを言語化したものがコンセプト設計になります。コンセプト設計を明確にすることで、先ほどもお伝えしましたが投稿に一貫性が保たれ、担当者間での意識のずれも防ぐことができます。また、ユーザーにとって魅力的なものを設定することで、より多くの顧客というよりは市民の方々、市外の方々に価値を伝えることができると私は考えます。

コンセプト設計の基本は、顧客ニーズ、商売でいうと顧客ニーズを深く理解し、顧客が本当に求めている価値は何なのか、そこに自社の商品、本巢市でいうと魅力になりますけれども、本巢市に住みたいというそういう価値を売り込む、そういうものに貢献できると私は考えております。

そして、全てを取りまとめる情報発信のコンセプト設計が必要だと私は考えますが、また、各SNSの性質が違ふことからおのこの性質に合わせた運用が重要視され、今回質問をさせていただきたいと思います。

質問1、SNS活用のコンセプト設計は明確か、企画部長にお尋ねいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

本市の主な広報媒体は、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビやラジオなどの地元メディアのほか、先ほど御指摘いただいておりますLINE、フェイスブック、X、ユーチューブの4種類の市公式アカウントに加えまして、市公式マスコットキャラクターもとまるのアカウントを運用しているInstagramを活用いたしまして市政情報やイベント情報などを発信しているところでございます。

議員御質問のSNS活用のコンセプト設計につきましては、視覚的な訴求に特化したもとまるのアカウントのInstagramとケーブルテレビの番組やPR動画などを発信しているユーチューブ以外は特に明確なコンセプト設計はなく、例えばイベントの案内や防災情報といった同一の情報を、

広報効果を高めるため複数の異なるメディアを使って情報を発信することで、情報への接触機会を増大させる、いわゆるメディアミックスを狙った活用を行っているところでございます。

〔９番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

高橋勇樹君。

○９番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

現在は明確なコンセプト設計はなされていないということでございました。

コンセプト設計は非常に重要なことでございまして、これはSNSに限らず広報という広報全体的に必要なことだというふうに思いますので、そのコンセプト設計をしっかりといただければと思います。

続いて、第２問の質問ですけれども、SNSの運用の今後はということで、先ほどもコンセプト設計がなされていないというお話でございましたが、今後どうされていくのかなということを企画部長にお伺いしたいと思います。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

現在、市が取り組む広報活動全般の方向性を明確化するため、本巢市広報戦略の策定に向けて準備を進めているところでございます。広報戦略を策定することによりまして、全庁的に伝えることにとどまらず、伝わるということを目指した広報の意識改革と多様な広報媒体の特徴を生かした効果的、効率的な情報発信のさらなる強化を図っていく予定をしております。

この広報戦略では、広報を次の３つに分類いたしまして、それぞれの広報媒体におきましてどのような情報発信を行うべきかを定めてまいりたいと考えております。

その１つ目といたしまして、市民に行政サービスの十分な活用を促す、いわゆる行政サービス広報、２つ目として、市民に地域の課題解決に積極的な参加を促す政策広報、３つ目は、市民の地域へのプライド醸成やプロモーション行動を促す地域広報でございます。

先ほど来、議員御質問の今後のSNSの運用につきましては、各SNSの特性に応じ、次のとおりコンセプトを定めて発信してまいりたいと考えております。

まずLINEにつきましては、現在最も普及しているSNSでもございまして、必要としている人へダイレクトに情報を届けることができることから、広報紙やホームページと並ぶ市の情報発信の基本媒体として位置づけ、その特性から原則行政サービス広報を中心に情報発信してまいりたいと考えております。

次に、インスタグラム、Xにつきましては、不特定多数のユーザーへの拡散が期待できるという

特性を生かしまして、まちの話題など原則地域広報を中心に情報を発信してまいりたいと考えております。

ユーチューブにつきましては、動画による分かりやすさと不特定多数のユーザーが視聴できる媒体でありますことから、市公式チャンネルにおいて、ケーブルテレビで現在も放送しております市政情報番組コチモトのコーナーなどを中心に配信し、地域広報にとどまらず行政サービス広報や政策広報も積極的に発信してまいります。

さらに、それぞれの媒体には、先ほど来御指摘がございますよう、強みと弱みがあることを十分整理した上で、各媒体の強みを最大限に生かした情報発信を行うため、いわゆるクロスメディアによりまして、それぞれの媒体の弱点を補完する必要があると考えております。

例えば、SNSでは掲載できる文字数に制限がございます。写真などを添付することでイメージなどを伝えることができ、利用者も手軽に情報を入手できるという特性がございます。一方、ホームページでは掲載できる情報量に限りはありませんが、文字情報がメインとなる特性があります。これらを掛け合わせてSNSで写真などを交え利用者の認知を獲得し、リンクによりホームページへ誘導することで、さらに詳細な情報を伝えることを目指すというものでございます。

このように、今後はそれぞれの媒体の特性を十分生かしながら、より効果的なSNSの運用に努めてまいりたいと考えております。

〔9 番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

高橋勇樹君。

○9 番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

本巢市の広報戦略をこれから練られるということで御回答をいただきまして、伝えるから伝わるを重視してつくられるわけでございますが、そこに付け加えて、先ほどお話をさせていただきましたが、自治体もやはり稼ぐということも、SNSを使って稼ぐということも必要かと思います。いろいろ今年でいきますと、東京都知事選だったりとか、あと兵庫県の知事選でもよく使われておりましたけれども、このSNSが。そういったSNSを活用して、具体的にこの本巢市近辺だけではなく全国的に広めることによってマネタイズが生まれたりとか、そういった形で攻めの広報に努めていただけると幸いかと思います。そのことによって、先ほどもマネタイズの意識ということもお伝えしますが、これをふるさと納税ですとかそういったものへうまく誘導していただけるようお願いをしたいと思います。

また、SNSの活用に関しましては、行政、自治体の職員がやるのも一つの手だとは思いますが、これをやはり外部委託にされる自治体も最近増えてきたというふうに思います。岐阜県内ですと、例に挙げさせていただきますと笠松町も外部委託をして、SNS、シティプロモーションだったりとか、そういった幅広い部分で民間企業に活躍してもらおうというような動きもございます。そういったことを含めて、職員の作業の軽減だけでなく、著しく変わるこのSNSの発信効果には対応が

プロジェクトとやっぱり難しいところがございます。

そういったことも含めて、また職員の異動もあることから、広報だったりとかSNSの活用スキルを磨く時間が多分あまりないんじゃないかなというふうに思います。そういった意味で、これは御提案ですけれども、外部委託の考えも視野に入れるのも一つじゃないかなというふうに思いまして、御提言をさせていただきまして質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

2項目めの質問は、本巢市地域生活支援拠点事業について2点お伺いしたいと思います。

この本巢市地域生活支援拠点事業につきましては、令和5年4月から施行されたものでございまして、緊急時の受入れや対応機能の確保のため、障がいがある方の短期宿泊事業があります。その中で、しかしニーズがあるかどうかというのもあるんですけれども、今回私のほうに御相談をいただいた市民の方からのお話ですけれども、この本巢市の地域生活支援拠点事業を使おうとしたんですけれども、その施設がないということでお困りのお電話がありました。

今回はちょっと課題提起ということでお話をさせていただきますが、この子どもの緊急時の受入れ、対応機能の確保ができていくかというところで、この子どもというところも障がいがある子どもに限りませんが、児童福祉法における子育て短期支援事業において対応されているところもあろうかと思いますが、そういったところをちょっと福祉部長にお伺いしたいと思います。

子どもの緊急時の受入れ、対応機能の確保はできているか、よろしくお願いいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

令和5年4月に施行いたしました本巢市地域生活支援拠点事業は、障がい者または障がい児の重度化、高齢化及び親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を担うものでございます。

このうち、議員御指摘の緊急時の受入れ対応につきましては、障がい者が虐待などにより一時避難が必要となる場合に備え、大人の受入れが可能である短期入所施設を市内に1か所、市外に1か所確保しているところでございます。また、子どもにつきましては、保護者からの虐待などから一時保護を要する場合には、児童相談所と連携し一時保護を実施しており、また、保護者の疾病や経済的な理由により緊急一時的に保護が必要な場合には、児童福祉法における子育て短期支援事業におきまして、市外の児童養護施設2か所を確保しているところでございます。

しかしながら、先ほど来議員がおっしゃるように児童養護施設では障がいがある子どもの受入れが困難な場合もございますので、そのような場合は障がい福祉サービスの短期入所施設を利用し対応しているところでございます。

〔９番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

高橋勇樹君。

○９番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今の答弁でいきますと、障がいの種類と言っていいんですかね、種類によっては受入れすることができないこともあるかもしれないというような回答だったかと思いますが、今回僕のほうに相談があったのは、その枠にはまらなかったというか、入所施設がなかったという方だったのかもしれませんが。そういったことも含めて、今回その障がい福祉サービスの短期入所施設を利用してということがありますけれども、これを申請しようとすると結構時間がかかると。緊急にはちょっと対応できないのかなというところもありますので、ぜひそういったところも含めて対応できるような施設との提携を結んでいただいたりとか、そういったことを早急に私は求めます。

そういったことで、１問目はそのような形で終わらせていただきたいと思います。

２問目ですが、そういったお話も今後のようなお話もしていただきましたけれども、今後の障がいがある子どもの緊急対応支援はどのようなになっているか、福祉部長にお伺いしたいと思います。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、子どもの緊急時の受入れ対応といたしましては、児童福祉法における子育て短期支援事業において実施しており、障がいがある子どもの受入れが難しい場合には、障がい福祉サービスの短期入所施設を利用しているところでございます。

しかしながら、てんかん発作など医療的ケアを必要とする子どもや強度行動障がいを持つ子どもにつきましては宿泊可能な短期入所施設が大変少ない状況であると認識しており、本市の障がい者地域自立支援協議会におきましても、障がいがある子どもの緊急対応支援は重要な課題であると捉えております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き本協議会での協議を踏まえ、近隣自治体の動向も注視しながら、地域生活支援拠点事業で障がいがある子どもの緊急時の受入れ対応が可能となるよう検討してまいりたいと考えております。

〔９番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

高橋勇樹君。

○９番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

いつ起こるか分からないというか、いつ子どもたちが、緊急のことなので今日でも明日でも分かりませんが、早急にこの施設との提携を結んでいただきますよう切にお願いをしまして、2項目めの質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて3項目めの質問に入らせていただきますが、3項目めの質問は、これは継続的な質問になってまいりまして、本年の3月に、私一般質問で子どもの権利について質問をさせていただきました。昨日も片岡議員のほうから子どもの権利条例についてということで質問があったかと思いますが、それに付け加えて質問をさせていただきたいと思います。

3月に一般質問をさせていただいて、その後かなりのスピードで教育長並びに関係各所の方々が動いていただいたおかげで、現在子どもの権利条例の制定に向けて非常に早い段階で形になりつつあるところかと思っています。ネットの新聞ですとかそういったものを見ますと、すごく評価が高く、今回この子どもの権利条例のつくり方に関しましては、子ども自らがつくっているというところが非常にみそになっております。

その中でも度々お聞きするのが木村泰子さんという方のお名前をお聞きします。木村泰子さんは、ネットで調べても、ああこの人すごい人だなというのが表面的には分かるんですけども、今回その木村泰子さん並びに、あと苫野一徳さんだったり、合田哲雄さんなどのお名前もどんどん出てきている中で、そういった方々は今回アドバイザーとして本巢市の子どもの権利条例について大分携わっていただいているところかと思っています。

今回、このお三方というか、特に木村泰子さんですね。木村泰子さんのアドバイザーとしての選定理由をお聞きしていければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

○教育長（川治秀輝君）

権利条例制定に関わるアドバイザーの選定理由についてお答えします。

子ども権利条例制定の最上位の目的は、子どもたちが当事者となって学校や社会を自分たちの手で変え、つくりあげていく力をつけていくことにあります。

条例制定は、この目的を達成するための具体的なプロセスとして捉え、取り組みました。教育長就任以来、今と未来を幸せに生きる主体者を育てると言い続けてきましたが、まさにこのことを子どもが主語をキーワードに日本の教育界で講演や著書を通して訴え続けていたのが木村泰子氏でした。教育観がぴたっと一致したこともあり、アドバイザーにはこの人しかいないと確信しました。また、教育の質をぐんと引き上げ、子どもに新しい風を起こしてもらうために、私たち本巢市関係者ではなく、新たな学びや価値観を与えてくれる方が必要でした。しかも、学校のような縦でも横でもない存在、利害関係が全くない、心が解放できる斜めの関係の存在が子どもたちにとっては大切で、そこにアドバイザーという形で位置づいていただきました。

木村氏は、ドキュメンタリー映画「みんなの学校」で日本国内外で注目を集め、全ての子どもの学習権を保障することを理念に、子ども一人一人が自分らしく生きること、子ども自身が学び合い、

助け合い、問題解決することなどを実践され、それが教育界で高い評価を受けました。その木村氏が、全ての子どもが主語になった教育を本巢市にも様々な形で伝え、市の教育に変革を起こしてくださいました。

木村氏の子ども権利条例を制定する歩みは、まず子どもが何を考えているかからスタートさせることでした。木村氏は講演で忙しい合間を縫って、1日かけて本巢市内約2,500人の全ての子どもの作文に目を通し、子どもたちの心情を知り尽くしました。さらには、各学校やサミットでの条例づくりを見るために、これまでに8回も本巢市に足を運んで、子どもの発する言葉を全てメモし、丁寧に捉えられていました。そして、子どもたちの議論が終わるたびに、また今日も本巢の子どもたちから多くのことを学んだと、毎回その学びの中身について語り合ってくださいます。子どもを主語にするということは、こういう姿勢であるということを示してくださり、そうした姿に周囲の教師も子どもたちの本物の主体性について内省し、教師自身の教育観をゼロから考え直す契機となっています。

木村氏は、子どもを主語にした数々の名言や行動をサミットでも示してくださいました。例えば、どうして発言するときに挙手をして先生の許可を得なきゃいけないの、教師と子どもは上下関係じゃなくて対等な人と人、教師は子どものパートナーよ、先生の言うことを聞かない子を困った子って見ているでしょう、その子ども自身が実は一番困っている子なんですと、はっと気づきが生まれる言葉ばかりです。我々のこれまでの価値観を根本から見直されます。

木村氏の力を借り、子どもの手による子ども権利条例の制定を通して、これまでの本巢市の教育の在り方を根底から見直し、本巢市の未来の教育の在り方を教職員が共に考え、教職員の教育観を転換するという大きな狙いも木村氏を起用した理由になります。

今後、アドバイザーの木村氏に加え、監修者の文部科学省、文化庁で日本の教育界を牽引する合田哲雄氏、哲学者としてこれからの教育を見据える苫野一徳氏のお力もお借りし、本巢市の教育の大改革を進めてまいります。

〔9番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常にすばらしい方がこの本巢市の教育に携わってくれているというか、子どもの権利条例に特化してわざわざ足を運んでいただきまして、8回も足を運んでいただいたということで、前回の議会の追加予算というかそういったところでも金額が出ていましたけど、あの金額でいいのかと私は疑問に思うぐらいの額じゃないかなというふうに思います。

そういったことを含めても、今回のこの子どもの権利条例につきましては子どもが主体で、本巢市の教育の考えが、私たち大人の考えが一掃するような気がします。さらに、先月はこどもまんなか月間というのが旗で本巢市にも掲げられておりましたが、この子どもの権利条例ができることに

よって、月間じゃなく年間を通してこどもまんなかの年間行事ではないですけど、年間の考えになっていくのかなというふうに感じるところでございます。

そういったことを含めて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問は、権利条例制定に向けて、現在やっております生徒会サミットや児童会との関わり方はどのような関わり方をされていくのかなという、どういう形でどういう仕組みで関わっていくのかなということをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

○教育長（川治秀輝君）

権利条例制定に向けての児童会・生徒会サミットの関わりについてお答えします。

児童会・生徒会サミットは、未来の本巣を担うリーダーを育てることを目的に毎年行ってきました。今年のサミットは条例制定1本に絞り込み、これからの時代に最も必要な当事者意識を持って学校や社会を変える、つくるリーダーの育成を目指しました。

サミットは、参加した児童・生徒一人一人が当事者となって条例をつくろうとしていることと、アドバイザー木村氏が参画してくれていることにより子どもたちに大きな化学変化を起こしていると感じています。子どもたちは、型にはまった形式的な発表ではなく、自分の言葉でありのままに語る姿へと変容してきました。その語る姿は、挙手をして教師が指名するのではなく、自分の考えを話したい子がその場で立ち上がり、自分の意思で語るようになっていきます。複数の仲間が立ち上がったときは、互いが譲り合う自然な空気感も見られています。

また、仲間の願いや思いを受け止め、自分の考えと融合させていく話し合いは、内容に深まりが見られ、熱を帯びていきます。話し合いの仕方も我々の想像をはるかに超えていきます。自分たちでグループをつくり、机があるのに床に車座という話し合いのスタイルも子どもたちが決めていきました。さらには、仲間が発言した言葉をホワイトボードに書き表し、分類や関連づけなどを行い、思考がどんどん深まっていきました。こうした姿は、教師主導の学びとは異なり、子どもが主語になった学びだからこそ実現できたと捉えています。この姿こそが、本巣市が求めてきた子どもが主体者となって生きる姿であると確信しました。

子どもたちが話し合いの当事者である中で、木村氏が口を挟んだ場面がありました。ある学校が訴えた健康に生きる権利について、そこにいたほぼ全ての生徒たちがこれを最上位にという雰囲気になったときです。木村氏は「みんな、同年代で酸素ボンベをつけないと生きられへん子もいるで。その子らにその権利を示せるの」と問われ、びたっと空気が止まりました。その後、ある中学校の生徒会長が、病気の子もそうだけど、病気の子だけではなく自分の学校の支援が必要な仲間が分断されていると感じた現状について切々と語り、知らぬうちに差別意識のようなものが心の中に生まれていたと振り返り、こうした現状を変える権利をつくり、それを守る行動をしたいと訴えました。

これが指導者の役割であり、また、このような問いに子どもたちの受け止める力、自力で解決する力を信じることの大切さを教職員らが学ぶサミットにもなっています。この生徒会長は、現在自

らの学校でこの課題を解決すべく、仲間を巻き込んで行動を起こしていると聞いています。

権利条例制定に向けた児童会・生徒会サミットは、木村氏の関わりによりこれまでの形を大きく変え、子どもたちが当事者意識を持って語り合い、学び合う大人顔負けの本物の対話、議論の場へと高まりを見せています。

〔9番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

仕組みだったりとか関わり方以上に、生徒会サミットの内容までお話をいただきまして、非常にいい会といっってはあかんですけれども、いい取組をされているなというふうに感じているところでございますし、常に私もこの生徒会サミットに参加できるといいなというふうに、議員も参加させていただいてどんな様子かというのを見させていただいておりますが、非常にいい内容かと思えますのでぜひ続けていっていただき、制定に向けて御尽力いただければというふうに思います。

この本巣市の子どもの権利条例制定までの取組は、子どもの手でつくる、子どもを主体でつくるという日本でも本巣市が初めてなんじゃないかなというぐらいのことだと思います。そのプロローグは素晴らしいものでありますが、しかし肝腎なのは制定後の動きだと私は捉えております。その制定、完成しましたで終わらず、時代の流れだったりとか物事の考え方は日々変わっていくものだと思いますので、条例制定後もアップデート、ブラッシュアップが必要になってくると思いますがいかがでしょうか。

条例制定後の取組は。教育長にお伺いします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

○教育長（川治秀輝君）

権利条例制定後、来年度以降の取組についてお答えします。

今回の条例制定において最も大切なことは、まさに制定後にあります。この条例をつくることが目的ではなく、子どもたちが条例というものをつくり上げる当事者になること、そしてつくり上げた条例から自分や学校、そして社会を見詰めて、自分、学校、社会をどう変えていくかということこそが重要です。

まずは、自分と仲間が幸せに生きるために制定された条例を大切にして、自分がどう生きるかが問われます。そして、条例から全ての仲間が幸せであるかを見届け、よりよい学校を自分たちでつくっていくことが制定の目的といえます。この目的は、条例制定中の現時点でも実現できつつあります。児童会・生徒会サミットの後、子どもたちは各学校でさらに条例について検討を重ねたり、サミットで宣言したことを行動に移したりするなど、自分たちの行動によって一人一人の仲間が幸せになるよう努力を始めています。令和7年度は、制定した本巣市子ども権利条例に基づき、各学

校で全ての仲間が幸せになるための取組を考え、子どもたちの手で条例実現を目指していきます。
各学校でどのような変化や成果が上がるのか楽しみにしています。

来年度以降の各学校の実践や児童会・生徒会サミットには、アドバイザーの木村泰子氏にも加わっていただき、共に子どもたちが実現させた権利条例の取組について見届けていただくよう依頼していく予定です。さらに、子どもたちの実践に終始することなく、それを支え、共に歩む教職員についても、子どもたちが自ら幸せをつかもうとする当事者になった姿から学んだことを木村氏を交えて対話する機会を設けていきます。子どもたちとともに、教職員にとってもウェルビーイングを実現した学校づくりに直結するよう動きをつくってまいります。

またあわせて、条例制定のドキュメンタリー動画の制作、市民に周知する人権のリーフレット等を作成してまいります。その監修にはアドバイザーの木村泰子氏、監修者の合田哲雄氏、苫野一徳氏らも引き続き関わっていただく体制を取っていきます。

今後、本巣市子ども権利条例の進捗状況を3年に1度見直す機会も設定するなどして、条例に込めた子どもたちの魂が生き続け、さらには発展していくよう継続した取組を進めてまいります。そして、当事者意識を持って自ら行動し、国や社会を変えようとする子どもたちの育成に邁進していきたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に楽しみな、今の回答から楽しみな今後を思い浮かべることができました。

特にドキュメンタリー動画、リーフレットの作成、非常にこれは楽しみだというふうに思いますし、その作成に当たりまして、やはり子どもたちが主体としてつくっていくんだろうなというふうに思いますし、この条例をつくることによって子どもたちの考えだったりとか、そういったものがよりよいものになっていくことを、祈願じゃないですけどもお願いをして今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（飯尾龍也君）

続いて、10番 今枝和子さんの発言を許します。

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく4点質問をさせていただきます。

先月、厚労省より発表されました出生数の概数値から、少子化のスピードがとても加速している現状が浮き彫りとなりました。

2022年の日本の出生数は77万747人と統計開始以来初めて80万人を割り込みました。2023年はそこからさらに4万4,000人減の72万7,277人、そして本年は概数値で70万人割れとのこと。この

70万人割れとは、ピークであった1949年の約270万人の何と3分の1以下です。

このように、少子化に歯止めがかからない状況にある中、国では子ども未来戦略加速化プランを策定し、児童手当の拡充など子育て支援のさらなる拡充に昨年度より取り組んできておりますが、妊娠前のプレコンセプションケアも重要であるとの認識から、2021年に閣議決定されました成育医療等基本方針ではプレコンセプションケアが定義づけられ、その対策が各地で動き出しております。

プレコンセプションケアとは、妊娠前の健康管理を意味し、若い男女が生活の質を高め、不妊や早産のリスクなどを減らすこと、また、妊娠を考えていない人も適切な知識を身につけ、生涯の健康につなげることを目的としているヘルスケアを指します。日本では、妊産婦や新生児の死亡率が諸外国と比べ低いですが、晩婚化や肥満、痩せの増加、子宮頸がんの検診率の低迷など妊娠・出産前の課題が大変多いことから、今回この質問を取り上げさせていただきました。

妊娠・出産には様々なリスクがあります。例えば、晩婚化が進む中、30代後半になるほど妊娠や流産の割合は上昇するとされます。また、痩せ過ぎの女性が妊娠した場合、低体重児の出産につながりやすく、日本では約10人に1人の赤ちゃんが低出生体重児として生まれています。赤ちゃんは、生まれたときの体重が低いほど成人後に糖尿病や高血圧などの生活習慣病になるリスクが高くなることが分かっています。一方で、BMIが25以上である肥満の状態も妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群といった妊娠合併症、分娩異常のリスクを高めます。そのほかにも喫煙や食事の偏りなど好ましくない生活習慣が、妊娠中の合併症や生まれてくる赤ちゃんに大きく影響を及ぼします。

しかしながら、妊娠に気づくころには既に胎児の体の基礎が出来上がっていることから、それまでのケア不足を後悔しても間に合いません。そんな後悔をしないためにも、妊娠前からの健康ケアはとても重要であると言えます。あくまでも妊娠を希望するか否かは個人の自由ですが、プレコンセプションケアにより早い段階から適切な知識を得て健康で質の高い生活を送ることは、誰にとっても人生の選択肢を広げます。また、さらには妊娠・出産時のリスクや、生まれてくる赤ちゃんの健康リスクを下げることもつながります。

そこで、妊娠前からの健康管理を促し、望む人には将来の妊娠へ備える情報を伝えるプレコンセプションケアを若い方々にこれからの人生設計に役立ててもらいたいと思い、お伺いをいたします。

本市におけるプレコンセプションケアの認識と、現在の自身の健康状態をセルフチェックできるチェックシートなどのホームページ掲載により、プレコンセプションケアの重要性を多くの若い方に知っていただきたいと思いますが、周知啓発についての御見解をお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

プレコンセプションケアとは、成育基本法に基づく成育基本方針におきまして、女性や若いカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組とされており、現在本市が策定中の第3次本巣市母子保健計画は、この成育基本方針に基づいた計画となっております。

この計画策定に当たり、現在展開する母子保健事業を見直したところ、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後の健康管理を支援するというプレコンセプションケアに沿った事業内容となっており、今後も継続して取り組むべき事柄であると認識をしております。

また、妊娠・出産に備えて妊娠前に健康状態をチェックするプレコンチェックシートには、将来の妊娠のための健康管理、適正体重や喫煙、危険ドラッグへの注意事項など内容も多岐にわたっており、こちらも取り組むべき事柄であると認識をしていることから、ホームページ掲載など、周知啓発のほか、現在策定中の母子保健計画への明記など、その活用につきましては前向きに検討してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

ホームページ等に周知啓発をし、また母子保健計画への明記など、その活用について前向きに検討いただけるとのことでした。少しでも多くの方の目に留まり、望む方には順調な妊娠・出産につながることを、またどなたにも健康的な生活習慣への促しとなることを期待いたします。よろしくお願いいたします。

次に、プレコン検査費用助成についてお尋ねをいたします。

プレコンセプションケアには、現在の自分の体調を知ることでの今後の妊活計画に役立てるための様々な検査があります。例えば、卵巣の中に卵子がどれくらい残っているかを調べる血液検査、卵子の数は誰もがそれぞれ生まれつき決まっていますが、年齢とともに減少し、それに伴って妊娠率が低下することから、現在の自身の卵子の数を知るとは今後の人生設計に役立ちます。また、葉酸、鉄分を含む栄養状態を調べる血液検査、妊娠初期の葉酸、鉄分不足は胎児の先天異常のリスクが高まります。そのほかにも風疹の抗原の有無を調べるもの、男性の感染症や精液の検査などがあります。しかしながら、いずれも保険適用外で高額となり、若い方々の負担が大きいことから、検査費用の助成を実施する自治体が岐阜県では少ないですが、全国的には広がりつつあります。

そこでお尋ねをいたします。

将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げる一助となるプレコン検査費用の助成についての御見解をお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

プレコンチェックでは、妊娠を考える全ての女性を対象に、あらゆる視点から現在の健康状態の検診と医師や管理栄養士によるカウンセリングが行われます。国立成育医療研究センターのプレコ

ンチェックには幾つかのプランが用意されており、来院による通常のプランに加え、オンラインプランもあり、受診費用はプランにより幅がございますが約3,000円から、オプションを含めたプランでは7万円弱の自己負担が発生するケースもあるとされております。

また、県内では令和5年10月より岐阜大学医学部附属病院にプレコンセプション外来が開始され、主治医、かかりつけ医からの紹介により受診可能となります。これはカウンセリング30分ごとに4,500円の自己負担が発生することとなっております。

議員御指摘の費用助成につきましては、県内では大垣市のみ妊活検診費の助成を行っておりますが、近隣自治体ではホームページによる専門医療機関の紹介にとどまり、費用助成まで至っていない状況でございます。本市といたしましても、今後は近隣自治体の動向を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

近隣市町の動向を注視するとの御答弁でした。適切な時期を見極められましたら、ぜひよろしく願いいたします。

日本では子宮頸がん罹患する人は多く、年間約1万1,000人がかかり、約3,000人が子宮頸がんによって亡くなっております。20代後半から増加し始め、さらにがんになる手前の前がん病変を含めると、20歳代と30歳代の女性では最も罹患する人が多いがんです。子宮頸がんの治療では子宮温存が困難なため、妊娠の可能性を残すことを考えれば、特にがんになる前の状態で発見することがとても重要であり、自覚症状がないうちにがん検診を受けることが望まれます。

そこでお尋ねをいたします。

県では、今年度から25歳対象の子宮頸がん検診事業を実施しております。これは、受診率が低く、罹患率が大幅に上昇する25歳を対象として、子宮頸がん検診の自己負担額を無料化した市町村へ県が10分の10補助するというものです。ぜひこの事業を活用し、早期発見の機会をつくっていただきたいと思いますがいかががお考えでしょうか。県事業の活用についての御見解をお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

岐阜県がん検診促進事業費補助金であります県事業25歳対象子宮頸がん検診は、令和6年度から令和8年度までの時限的事業でございますが、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんによる死亡率の減少を目的とし、受診率が低く罹患率が大幅に上昇する25歳を対象に、子宮頸がん検診の自己負担額を無料化した市町村に対し、上限2,000円までの自己負担相当額の全額を補助する事業と

なっております。

子宮がんの中でも子宮の入り口付近にできる子宮頸がんは、二十歳代から罹患者が増加し、早期発見のためにはがん検診が有効であることから、本市では国が示す指針により二十歳以降を対象に2年に1回の受診間隔で子宮頸がん検診を実施しておりますが、令和4年度の受診者2,084人のうち25歳は人口150人中4人であったことから、受診率2.7%と低い状況にあると言えます。

既に平成23年度からは、国の助成事業であります、初めて検診の受診対象となった二十歳の自己負担金を無料とする事業を活用しておりますが、今後のさらなる受診率の向上を図るためには、併せて25歳の自己負担金の無料化も有効であると認識していることから、前向きに県事業の活用を進めてまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

県事業の活用により市内の若い女性の命を守っていただきますよう、周知も含めよろしく願いいたします。

次に、不育症についてです。

不育症とは、妊娠しない不妊症とは異なり、妊娠はするものの、流産、死産を2回以上繰り返し、出産には至らない症状のことです。検査によって原因が判明し、適切な治療をすれば8割以上の患者が出産にたどり着くことができると言われていますが、これも検査や治療に高額な費用を必要とするため、出産を諦めるケースも少なくないといえます。また、不育症のつらさは経済的な問題だけではなく、心の悩みなど多岐にわたります。妊娠が分かり、母親になれる喜びから流産のたびに突き落とされてつらかった、自身を責めるしか気持ちの整理ができず、夫との離婚も考えたとは当事者の声です。

また、不育症治療は母胎に宿った小さな命を守ることでもあります。県事業に助成制度がございましたが、海津市や飛騨市、恵那市など、さらに上乗せをして、授かっても産めない苦しみと孤独に闘っている方を応援している市町もあります。

そこでお尋ねをいたします。

本市において、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一端として、不育症の方々を応援する治療費助成をいかがお考えでしょうか、その御見解をお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

不育症とは、流産もしくは死産の経験が2回以上ある状態をいい、流産、死産が2回または流産

1回と死産が1回あれば不育症と診断され、その場合、原因を究明するための検査、診断を受け、その後の治療へと進むこととなり、不育症の明確な原因が判明しないケースもございますが、適切な治療を受けることで正常な出産を迎えることができる場合も少なくありません。

しかしながら、治療の種類によっては多額の自己負担が発生することもございます。現在、不育症の検査、治療に対する費用助成につきましては、議員が御指摘のとおり県の不育症検査等費用助成事業がございます。申請窓口は各保健所に設置されております。また、県内自治体では、岐阜市の不育症検査費用助成、海津市及び飛騨市の不育症治療費助成などがございますが、近隣自治体では治療費の助成まで至っていない状況でございます。

議員御質問の本市における治療費の助成につきましては、まずは県が実施する助成事業の周知を図るとともに活用を促進し、市の検査、治療に対する助成制度の導入につきましては、今後近隣自治体の動向を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

まずは県の助成事業の周知を図り、活用を推進するとの御答弁でした。

不育症の認知度はまだまだ低く、本人や周囲が認識していない場合もありますので、周知、促進のほうをよろしくお願いいたします。

次に、本市における防災士の組織づくりについてお尋ねをいたします。

本市においては、令和4年度より防災士養成講座を開いていただいております、これまでに約300名の防災士が誕生いたしました。そして、今後も継続して増えていくものと期待をしております。

自治体における災害への対応力向上には、言うまでもなく住民自らが命を守る自助と、地域が丸となって助け合う共助の取組がとても重要であり、それらは防災士の基本理念3つのうちの2つともなっております。

そして、防災士の3つ目の基本理念に協働というものがございます。市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動をするというものです。もちろん防災士資格は民間資格ですので、これにより特定の権利が得られたり、行動が義務づけられるといったことはありません。あくまでも自発的な防災ボランティア活動を行うものではありません。

しかしながら、一人一人の防災士がいかにか有能であったとしても、個人の活動には限界があります。実際に自発的に何か取り組みたいと思うものの、自分1人で何から始められるだろうか、市内の防災士の皆さんとの横のつながり、顔の見えるつながりがほしいなどのお声を最近よく聞くようになりました。また、こんな具体的なお話もありました。それは、先日モレラで開催されました市制20周年記念イベントでホープ防災リーダーズのブースがありましたが、もし防災士のブースがあれば、能登半島地震で大きな課題となったトイレ環境、水を使わないトイレについての周知啓発

をしたかったなというとても前向きなものでした。

このように一定の防災知識、技術を有して地域貢献したいという共通の意識を持った防災士が市内には多数お見えであると実感をしています。行政が企業や団体などと協定を結び、大規模災害に備える事例が多くありますが、防災士もまた行政や防災関連団体と連携するためには組織、ネットワーク、集合体として活動することが望ましいと私は考えます。そして、その草の根的な組織、ネットワークがあれば、予算やマンパワーが不足しがちな行政の災害対応力を補い、市民の命と財産を守る大きな力になるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

防災士と行政等のネットワークの構築や市内防災士の組織づくりについていかがお考えでしょうか。その御見解をお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、防災士の組織づくりの見解についてお答えをさせていただきます。

市では、令和4年度から日本防災士機構により認証を受けて養成機関となり、防災士を養成しております。今年度も10月に防災士養成講座を開催し、70名の防災士を養成し、これで市内に300名を超える防災士が誕生したことになります。

防災士の基本理念は自助、共助、協働にあり、地域や職場において防災・減災のため主体的に活動することが期待されていることから、10月に開催した連合自治会長会において、自主防災組織と防災士との連携についてお話をさせていただき、現在市内の防災士に対し、資格情報を自治会に提供する確認を進めているところでございます。防災士の方々からも、活動方法について、防災士相互での連携を図りたいとの意見もお聞きしておりますので、防災士フォローアップ研修においても防災士の連携をテーマとしていくことで、防災士相互のネットワークの構築や協力関係の確立を検討していきたいと考えております。

防災士活動のフィールドは、あくまでも市民生活の中にあります。そのためには、防災士自らの安全を確保するという自助、防災士相互はもとより自主防災組織との連携などにより地域住民とともに防災活動に取り組む共助を基本としております。

このことから、防災士の組織化については行政主導とならないよう、あくまでも防災士相互の連携の積み重ねによる組織化を目指し、市としましては、それらの市民活動を支援することに努めていきたいと考えております。今後とも防災士の活動を支援していくことにより、市民の安全・安心につなげていくよう取り組んでまいります。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

防災士の組織化については行政主導とならないよう、あくまでも防災士相互の連携の積み重ねによる組織化を目指し、その支援に努めていきたいとの御答弁でした。

再質問をお願いいたします。

防災士は自発的なボランティア活動を行うものですから、今後の活動については、あくまでも行政と連携を取っていく立場であるとの認識はしております。ですが、今、横のつながりが全くないこの状態から自発的に組織化することは現実的にとても困難であると思います。どうか組織の立ち上げについては、ぜひとも行政主導をお願いをしたいと思いますがいかがお考えでしょうか、よろしくをお願いいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

今、議員さんおっしゃられましたように、防災資格を取得された方同士にあまり接点もないと思いますので、組織の立ち上げにつきましては、ある程度やはり市がサポートをしまして、その後については立ち上げた組織が主体的に運営していただき、市は後方支援や情報提供に努めたいというふうに考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございます。

ぜひとも立ち上げについては行政のほうでよろしくお願いをいたします。これによって、市内の災害対応力が一歩前進するようになることを望んでおります。

次に、災害時支援バンダナについてお尋ねをいたします。

災害時においては、アナウンスが聞こえない、案内表示が見えないなど、障がいによって様々ではありますが、必要な情報が届きにくく、取り残される可能性のある方々がお見えです。災害時支援バンダナとは、災害などの際に障がいのある方が着用することで、周りの人に一目で分かり、スムーズな支援を実現しようとするものです。

添付資料を御覧ください。

バンダナの四隅に、目が不自由ですや耳が不自由です、助けが必要ですなどのメッセージがあり、それらが見えるように背中に羽織るなどして使用します。災害に備えて日頃から携帯していただくことで、いざというときの不安が少しでも解消されるのではないかと思います、お尋ねをいたします。

災害時障がい者支援バンダナの作成への御見解をお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

災害時障がい者支援バンダナの作成の見解についてお答えをさせていただきます。

障がい者の方が、災害時等に市の指定避難場所等に避難された場合、自身の障がいの情報が届きにくい、支援が遅れるという現状があります。災害時障がい者支援バンダナは、主に90センチ四方の生地、四隅に、目が見えませんが、耳が聞こえませんが、障がいがあります、支援が必要です等のメッセージを記載するもので、避難所等において障がい者の方にこのバンダナを両肩にかけるなどにより身につけていただくことで、周囲の方に支援が必要であることを一目で伝えることができます。

現在市では、障がい者の平時からの支援策として、障がい名のほか具体的な症状やかかりつけ医療機関、緊急連絡先などを記入するヘルプカードの配付に取り組んでおります。今後につきましては、その取組が災害時においても生かされるよう、現在整備を進めております避難所初動ボックスと併せて避難所における災害時障がい者支援バンダナの配付にも取り組んでいきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

避難所初動ボックスと併せて御検討いただけるということでした。

避難所に向かっているときにでも支援が必要な場合もあるかと思います。また、ふだんから手元にあることで、地域での防災訓練時にその方が着用して参加していただければそれも安心材料となりますので、ぜひ希望する方には平時より配付できる体制も御検討いただきますようお願いいたします。

加えて、脱着が容易に、ここで結ぶのではなくてマジックテープで脱着が楽になるような、そんな事例もございますので参考にいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、GIGAスクール端末の更新についてお尋ねをいたします。

GIGAスクール構想は児童・生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びを実現していく構想ですが、2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るため急速に普及をしました。今年8月現在、GIGAスクール端末は全国で950万台に上り、今後これらの端末が順次更新時期を迎えていきます。GIGAスクール第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになりました。これによって調達の大型化が予想されます。

このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理です。使用済みのパソコンにはレアメタル等の有

用な金属が多く含まれ、都市鉱山と呼ばれる一方で、買取り、下取り等の名目で回収されたパソコンの4割近くが海外へ輸出され、不適正な処理が多発しているという課題があります。これらは天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減の観点から国際問題化しております。

このような背景も踏まえ、G I G A端末は国費で購入、教育現場で使用という性質からも適正に国内循環させるなどの対応が必要であると考えます。また、使用済みのG I G A端末はデータ消去も必要となります。過去には、行政機関で使用した端末のデータ消去に関する認識が不十分なまま処理が進められ、データ漏えい等の事故が発生した事例もありました。

そして、文科省、経産省、環境省の3省は、端末の処分、リユース、リサイクルを国内循環が担保された小型家電リサイクル法等で進める方針を決定いたしました。加えて文科省は、更新端末への補助に当たり、端末の整備、更新計画の考え方及びリユース、リサイクル、データ消去等処分計画の策定、公表を義務づけております。仮に、3省合同通知で示された方法で端末が再使用、再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念があります。

また、G I G A端末には子どもの個人情報が残っている可能性があります。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴や閲覧の履歴、パスワード情報などです。データ消去については、単純な物理的破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理によって確実にデータを消去しなければ、子どもたちの個人情報の流出につながりかねません。したがって、子どもたちの大事な情報の漏えい防止には適切なデータ消去が必要となりますが、それを進めるには、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への委託と必要な予算措置も含めた十分な検討が必要となります。

そこでお尋ねをいたします。

本市において、来年度以降更新が必要な端末の台数と、その適切なデータ消去や処分計画についてお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を高木教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

来年度以降更新が必要な端末の台数と、適正なデータ消去や処分計画についての見解についてお答えします。

現在、令和2年度に購入した第1期G I G A端末で使用しているWindows10のサポートが令和7年10月に終了し、Windows11に更新する必要があります。しかし、現在第2期G I G Aスクール構想の国の動向及び使用している端末の耐用年数が5年経過することから、令和7年度には新たなG I G A端末に更新する計画で整備を進めています。

現在使用している端末は約2,900台あり、この中から約100台は利活用を予定しております。具体的にはオンライン授業用、図書室の書籍の管理、新端末を支給できない職員用として利活用を考えています。なお、新たなG I G A端末として必要な台数は、今後の児童・生徒数の増減を踏まえて予備費と合わせ2,600台の導入を予定しておりますが、教員の導入台数については現在検討してい

るところでございます。

第1期GIGA端末の更新について、文部科学省、経済産業省、環境省からの通知により、GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用または再資源化）等を行いました。更新対象端末のリユース、リサイクル、処分方法について示されました。再使用を行わない端末については使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律または資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、確実に国内で再資源化するよう適切な手続をすることになります。

また、端末データの処分方法につきましては、経済産業省、環境省から大臣認定を受けた小型家電リサイクル法の認定事業者へ委託を行い、適正な処理、情報漏えい対策を講じてまいります。端末の減価償却期間経過後は、有償売却が可能にもなる場合があり、関連法令や地方公共団体の規則等が遵守されることが必要となりますので、関係部署とも協議をして進めてまいります。

いずれにいたしましても、導入後に使用済み端末の状況を確認し、令和8年度までに対応できるよう、リユース、リサイクル、処分の方法を含めた今後の計画を策定してまいります。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

更新が必要な端末は約2,600台。処分、計画等は今後策定されるとのことでした。どうか環境問題、個人情報など十分留意をしていただき、適切な計画策定をよろしくお願いいたします。

次に、やさしい日本語についてお尋ねをいたします。

やさしい日本語とは、ふだん使っている日本語を簡単に分かりやすい言い方に直して使う取組です。

阪神・淡路大震災の際、緊急地震速報や避難指示を理解できずに多くの外国人が被災をしました。それを契機に、外国人にも迅速に正しい情報を伝える手段として、やさしい日本語の取組は始まりました。例えば、土足厳禁は靴を脱いでくださいに、高台に避難してください高いところに逃げてくださいなどと言い換えられます。また、言葉を分かりやすくするだけではなく、一文を短くし、不要と思われる情報を削除、そして優先順位の高い情報から順番に並べる、二重否定の表現は避けるなどのルールがあります。

添付資料をこれも御覧ください。

3つの段落に文章が並んでおります。これは入国に関する説明文ですが、最初の文章では、私が読んでも一度に必要な情報は頭に残りませんでした。真ん中の文章の下線を引いた部分は必要な情報です。そして、その必要な部分だけを取り出し、さらに箇条書にしたものが一番下の文章となります。最初の文に比べ、とても分かりやすくなっていると皆様も感じられたと思います。

このように、もともとは外国人向けに始まったやさしい日本語ですが、そのコミュニケーション

のポイントを意識することで、子どもや高齢者、障がいを持つ方など多くの人にとっても優しいコミュニケーションとなります。

また、防災の分野から始まりましたが、現在では行政からの発信、医療、教育、文化など様々な場に広がりつつあります。本市におきましても、行政情報の発信をはじめ、窓口対応などでの活用や各自治会での回覧板情報など、多くの場面での活用を期待するところであります。

そこで、本市におけるやさしい日本語の認識と今後の取組についてお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えをさせていただきます。

やさしい日本語とは、先ほど来議員お話のとおり、阪神・淡路大震災を契機にいたしまして、外国人に対する災害時の情報伝達手段として考え出され、現在では災害時のみならず、ふだんでも情報を分かりやすく伝え、外国人とコミュニケーションを図るときに役立つツールとして多くの自治体でその普及に向けた取組が進められているところでございます。また、通常の日本語よりも易しく分かりやすく、要点を理解しやすい表現にすることで、短時間で相手に伝わるため、外国人だけではなく小さなお子さんや高齢者、障がいのある方にも優しいコミュニケーションツールとなっております。

本市においての取組といたしまして、市内在住の外国人を対象といたしましたもとす日本語おしゃべりひろばを本年度から新たに開講し、防災やごみの出し方、ふるさとや自国の料理のこと、またお勧めのお店やお正月の過ごし方など、参加される外国人と日本人がやさしい日本語でおしゃべりをしながら、生活に必要な日本語や日本の文化などについて学んでいただいているところでございます。

本講座を開講するに当たりましては、参加される外国人とやさしい日本語でおしゃべりしながら学習支援をしていただくサポーターを募集したところ、中学生から御年配の方まで、10月末現在ではございますが29名の方に登録いただき、ボランティアスタッフとして本講座に参加していただくことで、やさしい日本語を使ったコミュニケーションの重要性を認識いただくとともに、その普及にもつながっているものと考えております。

次に、庁内におきましては、行政情報を分かりやすく伝えるため、広報「もとす」編集マニュアルを全職員に共有し、市民の立場に立った読みやすさを第一に考えた文章表現ができるよう、広報媒体における表記などをルール化するとともに、合理的配慮も踏まえた情報発信に努めているところでもございます。

いわゆる役所言葉など、外国人に限らず多くの市民にとって難しい言葉を使用してしまう場面も少なからずありますことから、脱お役所言葉、やさしい日本語の手引を新たに作成し、今後全職員で共有できるよう現在準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、外国籍の市民だけでなく全ての市民の皆様に対しまして、ふだんから

難しい言葉を使わないようにする、相手にしっかりと伝わるようゆっくり話す、言葉には振り仮名をつけるなど、やさしい日本語を使って相手に対して思いやりの心を持って接することが何より大切ですので、職員はもとより、広く市民の皆様や地域に対して今後もやさしい日本語の普及に努めてまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

市内在住の外国人を対象に、やさしい日本語を使つての日本語講座を本年度より開催していただいていること、また現在庁内において全職員さんに向けて脱お役所言葉、やさしい日本語の手引の準備を進めていただいているとのことでした。

ここで再質問をお願いいたします。

庁内で進めていただいていることは大変喜ばしく、来庁者に対しても優しくなるかなとは思いますが、自治会はじめ多くの市民の皆様へ積極的な普及活動も重要であると思いますので、それにはホームページの対応などがとても有効であると思いますが、今後ホームページの対応についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

ただいま議員御指摘のとおり、ホームページを通じてやさしい日本語の取組は大変重要だと考えております。県内を見ても、大垣市であったり、岐阜県などのホームページには、一番上にやさしい日本語というボタンであったり、振り仮名、読み上げといった機能をそれぞれホームページに備えておまして、例えばやさしい日本語のボタンを押しますと、難しい言葉がやさしい日本語に自動で変換されると。また、振り仮名ボタンを押しますとルビ、振り仮名が振られるというものでございまして、これにより外国人や子どもにももちろん分かりやすい表現がされます。一般の御高齢者であっても当然分かりやすくなりますので。

ただ、現在本市で運用しておりますホームページシステムについてはこういった機能が備わっておりませんので、今後、他市町の優良事例も十分参考にさせていただきながら、誰が見ても分かりやすいホームページとなりますよう進めてまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次に、最後の質問となります。

本市でも外国につながる児童・生徒は増えていることと思いますが、教育現場においても、先ほど同様やさしい日本語の活用が有効な場面が幾つかあります。例えば、学校からの通知文書やメール配信などです。保護者が外国籍の場合、生活に困らない程度の日本語が分かっているとしても、漢字表記や母国と違う学校行事、ルールなど認識の違いにより情報が正確に伝わっていないことが懸念されます。提出期限や申込期限がある場合では、期限に間に合わない可能性も考えられます。また、学校での子どもの様子を伝える通知表などもそうではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

教育現場におけるやさしい日本語の取組についてお聞かせください。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

○教育長（川治秀輝君）

教育現場におけるやさしい日本語の今後の取組についてお答えします。

本巣市では、現在外国籍の児童・生徒が26人在籍して、その中には日本語指導を必要とする児童・生徒が16人います。2017年には外国籍児童生徒は7人でしたので、7年間で約4倍の増加となっている状況です。さらには日本語でのコミュニケーションが難しい保護者も見受けられます。こうした状況において、これまで岐阜県教育委員会からポルトガル語、タガログ語、中国語の3人を、本巣市会計年度任用職員として中国語2人、スペイン語1人の外国籍対応指導員を日本語指導が必要な児童・生徒の在籍する学校に派遣して対応してまいりました。

まずもって外国籍の子どもたちが学びづらさ、生きづらさを感じることがないように、これらの指導員が日本語指導や授業支援を優先的に行っています。さらには保護者と直接コミュニケーションを取り、学校からの連絡などを母語で伝え、安心してもらえることに注力しています。また、教職員は翻訳アプリ等を活用しながらコミュニケーションを図るなどしています。

ふだん使っている日本語を簡単で分かりやすい形に直して使うやさしい日本語については、これまでもその使用を進めてきました。やさしい日本語では、はっきり、最後まで、短く言うの「はさみの法則」が基本になっています。教職員は、特に小学校低学年、中学年において、ふだん使っている日本語を外国籍の児童の有無に関わらず、はさみの法則を用いて簡単で分かりやすい形に直して使う実践を進めています。

また、防災の視点からは、例えば根尾学園などでは外国籍の生徒に対し、命を守る訓練の際、地震を地面が揺れる、危険を危ないなどとやさしい日本語にして実践を進めています。保護者へのお便りや通知表などについては、入試関係など重要な文書はできる限り母語に翻訳した文章にしています。また、通知表の記述についても、やさしい日本語を使って学校での頑張りを伝えるようにしています。学校だより、学級だよりについては、必要に応じて振り仮名をつけて平易な言葉を選ぶようにしていますが、やさしい日本語への配慮については一段と周知徹底する必要性を感じていま

す。

今後は、教職員にやさしい日本語についての理解を深めるために園長会、校長会、教頭会などでの管理職に対する研修、また外国籍児童・生徒が在籍する学校において、やさしい日本語の活用例などを研修を行ってまいりたいと考えています。

〔10番議員挙手〕

○副議長（飯尾龍也君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

既に母語で対応していただいていたりと、やさしい日本語をされている中で、さらに管理職の方に研修をしていただけるということでした。よろしくお願いいたします。

これからの日本は、2040年には4人に1人が高齢者、67年には10人に1人が外国人の時代となると言われております。災害時のみならず、平時においても日本人と外国人双方、そして地域においては増えてくる高齢者とのコミュニケーションを促進する際にやさしい日本語が広く活用され、全ての人々が安心して住み続けられるまちづくりを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（飯尾龍也君）

暫時休憩します。10時50分より再開します。

午前10時35分 休憩

午前10時52分 再開

○副議長（飯尾龍也君）

再開します。

大西議員が入場されましたので、議長の職務を交代します。御協力ありがとうございました。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

所用により退席しておりまして、大変申し訳ありませんでした。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

続いて、11番 高田浩視君の発言を許します。

高田君。

○11番（高田浩視君）

目まぐるしく社会が動いています。すぐに慣れてしまって、以前のありようを忘れていつてしまっている自分が大変怖くなります。

総理大臣は石破茂です。石破首相は、先月30日、地方の人口減少対策として、若者や女性の雇用、

子育ての環境を充実させる方針を表明した。政権が掲げる地方創生に関し、どうすれば若者や女性に選ばれる地方をつくれるかが核心だと強調。2026年に期限が切れる女性活躍促進法を改正し、内容を充実させたいと訴えた。東京一極集中の是正に向けた鳥取市の会合で挨拶したとあります。期待して、共に頑張りましょう。

それでは、1点目、地域経済の現状と今後の取組について伺いたいと思います。

気候の著しい変動が、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与えています。この環境の変化が、本巢市の様々な地場産業に被害を与えています。本巢市に限らず、農産物の直売所は一年中活気にあふれています。その集客力は絶大です。

高速道路の開通が近づき、大野町では新たな複合施設の建設計画が発表されました。この地域のさらなるにぎわいが進むと考えます。今、人を寄せつけているのは、新鮮な農産物に係る施設ではないでしょうか。積極的に、安定的に迎え入れる取組が今必要と考えます。

それでは、秋の収穫期を迎え、その農業生産量は一体どうなっているんだという思いなんです。それで、農産物に多大な被害が発生し、収穫量の減少が予見されていますが、現状は把握されているのか、伺いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

本市の農産物被害の現状につきましては、病虫害の異常発生や暑い日が続いたことによる高温障害等により、市内で生産される農作物に収穫量の減少や品質の低下が見られる状況となっています。

水稻につきましては、暑い日が続いたため、稲の成長が早く収穫時期が早まり、収穫したお米の多くは暑さによって高温障害が起きてしまい粒の充実が不十分となり、品質が低下するとともに収量も減少しました。また、湛水時期に雨量が少なかったことも影響しており、一部の圃場では圃場内に十分な水張りができず、枯れたものもあったとお聞きしております。さらに、斑点米カメムシ類による加害が発生したことにより黒い点々がついた斑点米が多かったため、その多くは精米後色彩選別機によって除かれたことも収量が減少した原因の一つとなっています。

そのほか、柿につきましても、気温の高い時期が長く続いたことにより色づきが悪く、出荷の遅れや、果樹カメムシ類の異常発生により、果実の吸汁による品質の低下に伴い出荷数が減少している状況であるとお聞きしております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

昨日も同様の質問があり、柿で5割ほどというお話もありましたが、私が生産者に状況を伺うと、

収穫量レベルで米七、八割、柿でもまさに同様以下ようです。ただ、生産者によっては例年並みと話される方もあります。

米においては、国レベルでは収穫量、例年の2割増し、流通単価で5割増という報道があります。米、柿、野菜の非常に販売単価が上がっていて、農家によってはダメージを抑えられているのかもしれない。

今の段階では現状が把握できておらず、先行きの見通しは困難、予測不可能と理解しました。しかし、少なからず収入が減少している生産者が多数存在していることは事実のようです。9月の質問でもお聞きしました。10年後を考えたとき、時代の変化、環境の変化、そして人の気持ち、生産者、地権者の気持ちの変化に寄り添う形で土地を有効利用していく、維持していく必要があります。地権者の方が農業を諦め、耕作放棄地となることは防いでもらいたいです。新たな課題の発生源となります。そうならない施策に取り組んでいただきたい。

それで、この地域の経済を回す一つの柱は間違いなく農産物です。安定した生産をサポートする必要があります。農業生産者の多くは小規模で、その販売に苦慮しています。地域の農業生産量の維持に取り組んでいただきたい。

2点目になりますが、今の季節になりますと、柿を求めて多くの方が本巢市を訪れています。市内や近隣で食事や買物をされているはずで。今のにぎわいを、この柿のシーズンだけでなく1年を通して人を引きつける取組、この地域資源、農業生産を維持し発展していくことが重要と考えます。

来年以降の取組の検討について、お伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

本市の農産物被害の現状につきましては、病虫害の異常発生や高温障害等により、農産物に収穫量の減少や品質の低下といった影響が大きく現れました。本市では、根尾川の恵みを受けた肥沃な農地におきまして米や麦などの作付、富有柿などの果樹の栽培、イチゴやトマトなどの露地及び施設での栽培などが行われ、いずれも生産者の皆様が手をかけ、時間をかけ、県内外に誇れるおいしいものが作られており、それを販売するぎふ農業協同組合が経営する農産物販売所から個人経営のものまで、主要な道路沿いに多くの販売所などがございます。

近年、農産物販売所はにぎわいを見せ、集客に大きな効果が期待できます。そのため、販売する農産物等を生産者が安定的に供給することができ、消費者が安心して購入ができるよう後方支援をしてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

今、農産物販売等の状況のお話がありましたけど、再質問として、今その状況をもう少し詳しくお話ししていただけないでしょうか。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を瀬川部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

柿につきましては、今まさに最盛期ということでございますけれども、例えば道の駅の織部の里もとすでは、10月から12月の今がまさに旬の時期でございまして、10月と11月の売上げは昨年に比べると13%程度ほど減少しているとお聞きしております。また、カメムシの被害というのもございますが、異常気象による高温が続いたため柿の生育が遅れておるのが原因ということで、12月になれば例年並みに増えるのではないかという見込みであるとお聞きしております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

ありがとうございます。今の本巢市の観光の核はやっぱり農産物販売所が確実ではないかと考えます。

そして、そんな中、大野町において、宿泊施設を含む複合施設の建設計画が公表されました。商業施設と宿泊施設を併設した複合施設を建設する。開業予定は2027年夏頃の計画です。商業施設は地域の魅力を発信し体験につながる内容とするとともに、南側に位置する道の駅と連携し、にぎわいの創出に取り組む。宿泊施設は、周辺企業のニーズに応える客室タイプに加え、ファミリーやグループの利用も視野に入れた計画とし、広域観光とインバウンドに向け、観光と滞在を楽しめる施設を目指すとあります。

そこでお聞きします。

本巢市の効果をどのように考えておみえになりますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

隣接の大野町につきまして、道の駅パレットピアおおのの北側に「地域の未来をはぐくむホテル×コミュニティモール」の事業として、宿泊施設と商業施設を併設した複合施設が令和9年の夏頃に開業するとの報道がありました。この辺りは東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジがあり、西濃厚生病院が開院し、イビデンの半導体基板製造工場が建設中であり、これらに加え関連

の宿泊施設や商業施設が開業しますと、東海環状自動車道を利用し多くの方が集客することが予測されます。

隣接する本巣市としましては、市内の飲食店や販売店などの集客増や市内の人の関連施設への雇用や、市外の人が市内に移住・定住するなどの効果が見込まれます。

いずれにしましても、本巣市及び大野町への人の往来が増加することによりにぎわいが生まれ、その相乗効果により本巣市及び大野町の双方の地域経済がより活性化していくことが期待されると思っています。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

本巣市にとってマイナスな効果を心配される人もあります。この地域に、しかも本巣市のすぐ隣にとどまる施設がさらに増えれば、この地域での消費は増えるはずです。計画段階ではありますが、広域観光とインバウンドに向け、観光と滞在を楽しめる施設を目指すかとあります。お互い、小さな市町です。互いを補う連携を促進し、相乗効果の発揮に取り組んでいただきたいと思います。

6月の質問で、東海環状自動車道の開通が迫る中、大野神戸ー本巣インター間の開通が半年ほど遅れることが発表され、これによる起こり得る様々な状況を予測し、前向きな取組を行うべきだと提案しました。時間は刻々と過ぎていきます。

国内旅行の動向です。昨年の日本人国内延べ旅行数は約5億人、うち宿泊旅行は2.8億人、日帰りは2.1億人です。前年比20%ほど増加しております。昨年の日本人国内旅行消費額は22兆円余りで、2019年とほぼ同額で、前年比27.7%増となっています。そのうち宿泊旅行消費額は17.8兆円、日帰り消費額は4.1兆円、確実に増加しております。日本人国内旅行の1人1回当たりの旅行支出は4万4,000円、うち宿泊旅行は6万3,000円、日帰り旅行は1万9,000円、いずれも昨年及び2019年を5%ほど上回っています。日本人の国内旅行は、その数、消費額も増えてきています。

本巣市は年間を通して旅行者を引きつける観光資源が弱いと思います。しかし、一帯で考えれば、関ヶ原、岐阜、犬山、関などなど、車で30分から1時間、インバウンドを含め旅行者には魅力的な場所となっています。移動にはいい時間です。一帯では年間を通じて訪れる人が絶えません。

これは私の感覚ですが、岐阜関ヶ原線の交通量は年々増加していると感じます。これらの市町は魅力をグレードアップし、国内、国外に発信しています。さらに、この地域を訪れる旅行者は増加するでしょう。

今できる施策は、そこを目的に旅行に来た人に確実に立ち寄ってもらって、買物して飲食してもらうことです。せっかく訪れた本巣市が期待外れでは、本巣市から足が遠のいてしまいます。SNSですぐ広がります。混乱、混雑をできる限り防ぎ、目的地に導いてあげることです。軽く立ち寄ってみた方の興味を引きつけ、導くことです。近くのサービスエリアや道の駅、置いてある観光マップがその助けを行っています。観光マップは毎年作り直さなければならず、手間と費用がかかり

ます。より効果を考えれば、配置する枚数や範囲を広げなければならず、お金をかけても効果を検証することができにくい。さらに、観光マップを使って観光客の域内促進をどうしたいか、どうしてよいか分からない。地域を訪れた観光客が、いつ、どこで、何をしているかつかめない。デジタルマップは、地域が抱えるこれらの課題を解決するとともに、観光客の回遊を促進し地域の消費を拡大しているようです。紙のマップとデジタルを組み合わせる方法もあります。

そこで、来年には交通の利便性が向上し、来訪者が増加すると考えます。来訪者の増加のため、その混乱を防ぐため、デジタルマップの早急な導入が効果的ではないか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

市のイベントや観光などの情報を、地理情報システムを活用してスマホ等で公開するデジタルマップにつきましては、まだ本市では導入をしていません。

農産物等の紹介につきましては、農産物の特産品の直売所、それら農産物を使用した料理を提供する飲食店等の情報を広く内外に発信する手段として、平成26年度から岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、北方町、笠松町及び岐南町の5市3町で連携して作成した「ぎふ〜どMAP」を活用し、広域的に情報発信を行っております。

令和6年3月1日現在となりますが、ぎふ地産地消推進店として167店舗が認定を受け、市内では道の駅や飲食店など8店舗が紹介されています。

今後、東海環状自動車道インターチェンジの開通を見据え、交流人口の増加がますます期待されることから、市としては、市内への来訪者に対しデジタルマップを導入することは効果的であると考えます。今後は、デジタルマップに上げる観光情報などの整理や機能などについて調査・研究を行い、判断していきたいと考えています。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

交通量が増えるだけ、素通りされるだけにならないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

2点目です。

生きづらさを抱える若者の支援についてです。

3年前になりますが、8050大人のひきこもり問題に起因する重大な殺人事件が起きていました。その際、地域共生社会の取組について質問させていただきました。

私たちの行動が大きく制限される中、様々な困難を抱える市民が潜在化し、また困難が複雑化、

複合化しています。国は重層的支援体制整備事業を創設しました。属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が工夫をもって円滑に実施できる取組の支援です。この課題に対する取組を確認しますということで、アウトリーチの体制についてお聞きしました。

お答えは、自らが相談支援の窓口に出向くことが難しいひきこもり状態の人や、自らの意思で受診が困難な精神障がい者などにも、同様に自宅などへ出向く訪問支援を行うことで、自らSOSを出せない人に対しアウトリーチを通じて支援の入り口を積極的につくり、情報や支援を届けることができるように努めておりますということでした。

今、市庁舎での業務も始まり、体制も確立されました。しかし、3年前以上に複雑化、複合化、潜在化していると感じます。現在の取組、さらに見逃されがちな若者の支援について、お尋ねしたいと思います。

国内において、労働環境は改善しているようですが、人手不足の状況は続いています。一方で、経済的な理由で犯罪に手を染める若者に係る報道が後を絶ちません。若者が安易に暴力的な行動に走り、重大な犯罪を犯しています。背景に、虐待や生活困窮による若者の生きづらさを抱える状況があり、私たちは見逃したり、あえて遠ざけたりしている現状があります。若者の生きづらさに目を向け、まずはニーズの確認を行い、早期に支援体制を構築していくことが必要と考えます。

1点目として、福祉全般におけるアウトリーチ支援の取組の現状について伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

本市におきましては、新庁舎開庁に合わせ、福祉支援課内に福祉総合相談室を新たに設置し、本人、世帯の属性に関わらず全てを受け止める相談支援体制の強化を図ったところでございます。福祉総合相談室は、妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し一体的に支援する子ども家庭センター、障がい者やその家族を支援する基幹相談支援センター、高齢者の健やかな生活を支援する地域包括支援センター、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護と生活を支援する成年後見支援センター、また失業などで生活困窮に陥った人を支援する生活困窮者自立相談支援機関で組織しており、包括的かつ重層的な支援体制を構築しております。

本市の福祉全般におけるアウトリーチ支援につきましては、福祉総合相談室の窓口相談者が来るのを待つだけではなく、必要に応じて各分野からの情報を基に潜在的なニーズを掘り起こしており、例えば高齢者、障がい者、児童への虐待の通報があった場合、速やかに自宅などへ出向き、その通報内容の問題解決のみならず、本人、世帯の属性にとらわれない複雑化、複合化した家族全体などの課題があれば関係する支援機関と連携を図り、その課題解決のための継続した支援につなげております。

また、自ら相談支援の窓口に出向くことが困難なひきこもり状態の人や、自らの意思では受診が

困難な精神障がい者の方などにも、同様に自宅などへ出向く訪問支援を行うことで、自らＳＯＳを出せない人に対してアウトリーチを通じた支援の入り口を積極的につくり、情報や支援を届けることができるように努めております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

以前のような８０５０、大人のひきこもりに起因する重大な事件は起きていないようです。ここに関しては、国を挙げての取組の成果でしょうか。

しかし、10代から20代の若者が関与する犯罪の報道が後を絶ちません。なぜという気持ちです。一見何の問題もないように見える若者が、実は生きづらさを抱えているのではないか、そんな若者が潜在的、増加しているのではないかという思いです。

それで、福祉の行き届いていない若者のニーズを積極的に確認する取組が必要でないのか、お伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

本市における福祉施策につきましては、これまでも関連部局や関係機関、必要に応じて地域住民と連携を図りながら、必要とされるきめ細やかな支援により問題解決に取り組んできたところではありますが、一方では、各種法令や制度のはざままで福祉の支援が届かない人も見受けられたことから、新庁舎の開庁に合わせ福祉総合相談室を設置し、本人や世帯の属性に関わらず全てを受け止める相談支援体制を整備したところでございます。

しかしながら、議員御指摘の福祉が行き届いていない若者のニーズを積極的に確認する取組につきましては、現段階では十分とは言えない状況にあることから、今後は、ひきこもり状態の人などと同様に福祉総合相談室の窓口に来訪者を待つだけでなく、日頃からアンテナを高く張り、常に視野を広げながら、各分野からの情報を基に潜在的な若者のニーズを積極的に確認するように努め、自らが相談支援の窓口に出向くことが困難な、自らＳＯＳを出せない若者に対して、アウトリーチを通じた支援の入り口を積極的につくり、情報や支援を届けることができるように努めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

少しもう一度伺いたいのですが、本巢市で、親元を離れ一人暮らしをする学生は非常に少ないでしょう。生活に困窮する若者は、多分都会に出て行ってしまう。行動を起こせない、生きづらさを抱える若者は独りでじっと耐え潜在化してしまっているのではないか。そんな若者を見逃しているんじゃないかという思いです。そこに支援が届けば、生まれ育った本巢市、この町で頑張っていこう、子どもや若者が希望を抱いていけるようなまちづくり、支援体制がやっぱり必要だと考えます。企業が進出すれば、職を求め新たにこの地に住居を構える若者も増えます。そのほざまで生きづらさを抱える若者が増える、ニーズが増えるのではないかと。

今、若者のニーズを確認する取組が必要であるというふうに私は解釈しました。取組を進める上で課題はないのか、少し伺いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を小椋部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、再質問ですね。課題につきましての答弁をさせていただきます。

福祉総合相談室の設置以来、これまで各機関ごとの支援とは別に、制度と制度のはざまとなる重層的支援が必要なケースへのアウトリーチとして、現在7件ほど訪問支援を行っております。

具体例を申し上げますと、アルコール依存により入院中の独居男性の退院に向けた支援とか、精神病院入院患者の在宅に向けた支援、また家族から支援が得られない独居男性の訪問支援や、またこれは寝たきりの息子と御高齢の母親世帯への訪問支援、またオーバードーズの若者世帯への訪問支援、また親子とも障がいを抱える家族への訪問支援など、いろいろ複雑なケースがございます。そのニーズに寄り添えるようアウトリーチや関係機関との調整を図って、課題解決のための継続的な支援に努めているところでございます。

このように、一人一人に寄り添い、必要とされるきめ細やかな支援により問題解決に取り組むためといたしましては、やはり豊富な経験と知識を持った専門職員の力、いわゆるマンパワーですね。こちらがやはり重要でございますが、その確保が課題であるというふうに捉えております。

今後も、それぞれの専門機関が連携する福祉総合相談室がその機能を十分に発揮し、誰一人取りこぼさない福祉総合相談窓口として機能していくよう、職員の専門性の強化や人員確保を図っていく必要があると考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

20代の若者が、特殊詐欺、匿流、窃盗や傷害、殺人を犯しています。安易に闇バイトサイトにアクセスし、気がついたら加害者となっています。大変胸が痛みます。私も子育てを通じて、子どもたちが夢を追いかけることができるような社会を目指して志を立てました。

この課題に対しての東京都のレポートがありました。見つけたので、ちょっとつまみで確認します。

若者が社会的に自立し、活躍できる社会の実現に向けた仕組みづくり。悩みを抱える若者や家族にとって、支援を受けたほうが望ましい状況にあるが、その必要性を認識していない段階、支援の必要性は認識しているが相談を見つけることができない段階、支援機関等に相談したが、適切に支援につながらない段階。様々な体験を通じて豊かな社会を育める時期に、若者が長い間、悩みを抱え、自分らしい社会的自立を阻まれることは、本人のみならず、社会にとっても将来における大きな損失になることを認識する必要があると。悩みを抱える若者も含め、全ての若者が早期に社会的に自立し活躍できるよう、それぞれの段階で阻害要因を解消し、適切な支援機関等につながるための施策として、情報発信の充実、支援環境の整備、支援体制の充実の観点から施策を提言してみえます。

その中で、身近な地域で支援を受けられる環境づくり。悩みを抱える若者は、自立に向けて、本人の状況に応じた支援メニューを受ける際に、身近な地域において支援メニューがそろい、具体的な支援を受けることができる場合は、利便性が高い身近な地域で支援を受けることを望んでいることが多い。

あと、支援を高める能力開発・研修。若者や家族が相談の入り口でつまづくことを防ぐためには、相談窓口で対応する支援者の質の確保が必須であるとあります。

この福祉の最前線は、ここはデジタルでカバーできない部分だと僕は思います。引き続き、支援体制を確実に努めていただきたい。

先ほどの高橋議員の話もありますが、子どもの権利条約、そして子どもたちが大きく育っていく中で若者がその早い段階、子どもから若者、成人になっていく中で生きづらさを抱えてしまった、そういう人たちがしっかり立ち直ってもらって、しっかり本巣のために未来を描いてもらう、そういう社会を、仕組みをつくっていただきたいと思います。

続いて、3番目に移ります。ここは続いてDX枠です。

本巣市でのDXの取組について、新庁舎での業務が開始され、より効果的な業務の遂行が行われています。しかし、住民サービスの現場は以前と同様な面積をカバーしなければなりません。本巣市は南北に43キロ、現場の様々な確認業務を人の手で行うのは非効率です。さらに、頻発する災害対応を考慮すると、発生時の状況を早期に確認することは困難で、DXに係る施策を検討する必要があります。より少ない人員、コスト、時間で効果的な行政運営を実現している自治体があります。今後のさらなる人口減少や、効率的な行政運営を見据え取り組む必要があると考えます。

そこで、今もお話ししたように、南北に長い、人口は南部に集中している。しかし、災害発生リスクは北部の方が高い。災害発生をいち早く見つけることが大事である。

災害発生時の被害の確認方法について、総務部長にお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

災害発生時の被害の確認方法について、お答えをさせていただきます。

大規模地震等の発生により市全体が被災した場合、自助、共助により各自主防災組織で避難行動を取るため、住民は所属する各自治会の集会所や公民館等へ避難し、自治会で開設した自治会災害対策本部において避難及び被害情報を収集します。この情報を各自主防災組織から市へ伝達していただきます。

大規模地震の発生を想定し、8月に実施した市総合防災訓練におきまして、例年は職員が各自治会の現地対策本部へ出向き自治会長から対面で被害情報を収集しておりましたが、庁舎に参集できる職員数や道路の断絶等を考慮し、今年度からは新たに災害時携帯電話や防災行政無線の子局、メールにより被害情報を収集しました。

実際の災害時等にも、これらの方法により自主防災組織から市の災害対策本部へ被害状況を報告していただき、市が設置しました被害情報集約センターにて被害情報を受け付け、本庁舎に3台と根尾分庁舎に1台配備している災害時携帯電話等から防災情報システムにアクセスし、市の災害対策本部でリアルタイムで把握することで今後の対応を検討することになります。さらに、この情報を岐阜県や各関係機関へ報告し、広域的な災害対応との連携を図っていきます。

また、大規模災害発生時や職員が出向くことが難しい山間部での被害状況の調査につきましては、災害時におけるドローンを活用した情報収集等に関する協定を締結している事業所や団体と連携し、被害状況を確認してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

もう少し確認させていただきます。

それでは、近年の災害対応の実績はあるのかどうか、ちょっと実績について伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでお答えさせていただきます。

近年、市内で大雨、地震による大きな災害は発生しておりませんが、令和4年度に根尾地域の林道1か所におきまして路肩崩落があり、現在は復旧しておる状況でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

もう少し確認します。

今ドローンの活用というお話がありましたが、ドローンの活用の計画といたしますか、状況についてもう一度お願いしたいと思います。詳しくお願いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

再々質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでお答えします。

現在、市が保有しているドローンは1機でございまして、林政課が管理しております。これまでドローンの活用状況は、落石のあった箇所や森林整備の状況確認について利用をしておりますが、災害時はこのドローンも活用して調査をすることになります。

それで、このドローンを操縦するには様々な規制がございまして、操縦の講習を受けた職員が現在には行っておりますが、来年度からは国家資格がないと飛ばすのに申請手続が必要となることから、手続を簡略化するため、また操縦できる職員の確保のため、職員の資格取得を推進する必要があると考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

今のお答えを振り返りたいと思いますが、今さらっとお答えになりましたが、自主防災組織から市の災害対策本部への被害状況を報告しとありました。本当にできますか。市が設置して、災害時に本当にできますか。市が設置した被害情報集約センターに被害情報を受け付け、これは可能でしょう。職員が現地確認します。本当に災害時にできますか。最初からドローンでいいんじゃないのと考えてしまいます。大切な命を救える可能性が高まります。

さらに、日頃から災害発生リスクを検討する必要があります。行われていますか。自主防災組織に任せますか。知識を持った人間の確認が必要と考えます。いや、医療の分野でも画像からのAIによる診断が行われていますね。衛星画像を使って、AIに判断してもらうことは可能でしょう。現に水道管の水漏れの箇所の発見に運用されていますね。これを防災、そして土木の分野に応用すべきです。

それで、単刀直入に質問します。デジタルツインの導入が効率的、効果的ではないか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員申されましたデジタルツインとは、インターネットに接続した機器などを活用して現実空間の情報を取得し、仮想空間内に現実空間の環境を再現する技術のことです。この技術を活用することにより、災害時の被害の規模を迅速に推定し、復旧作業の開始までの時間を短縮することが可能となります。

災害時の活用事例としましては、和歌山県田辺市におきまして、市道で約60メートルの地滑りが発生した際にドローンで被害状況を撮影し、地滑りの範囲や高さ、崩落面積を把握した結果、従来ですと3人から4人で1日かけて行っていた作業を数時間で完了でき、約10日後には補正予算を組んで応急復旧工事に着手することができたとのことでした。

また、静岡県熱海市で発生しました土砂災害では、災害後の測量データを災害前のデジタルツインのデータと比較することで被害の規模を素早く推定でき、復旧作業に入るまでの時間短縮につながったとのことでした。

このように、デジタルツインの技術には、防災の分野はもとより今後も様々な分野での活用が見込まれております。一方で、デジタルツインはまだ発展途上の技術であり、その導入と運用に当たっては様々な課題もございます。

主立ったものとして、ソフトウェアなどの整備に係る初期費用が高額になること、運用に当たっては専門知識やスキルを持った人材が必要であること、デジタルツインを作り出すには現実空間から仮想空間に大量のデータの送信が必要となるため、このデータの収集、更新が必要であること、収集したデータのセキュリティー対策やプライバシー対策が必要であること、また、異なるベンダーやプラットフォーム間での互換性が低く、データ交換、連携がまだまだ困難であることなどが上げられます。

現時点では、自治体での導入事例がまだまだ少ないため、今後も情報収集に努め、本市で導入することによるメリット・デメリットについて調査・研究をしてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

再質問ではありませんが、導入事例を御紹介差し上げて、DXの活用事例を御紹介差し上げて最後、終わりたいと思いますが、デジタルツインという大きな風呂敷を広げさせていただきました。想定どおり、教科書どおりの御返答、大変ありがたいです。行政の課題を皆さんと共有したい。高田、言うけど、大した課題ではありません。いや、十分対策できていますなら僕は安心です。災害復旧の最前線、能登、市からも現場に職員の皆さんが入られてきたと思います。本県市で想定したら、そのような職員さんが、本県は大丈夫です、万全の対策ができています。それは現実の取組を知らない私の勉強不足です。ただ、想定していないなら課題解決に向けて調査していくべきです。

デジタルツインという壮大な提案なので、課題解決に向けて安価な効率的な手法を調査してほしいと思います。

直接、防災の取組ではありませんが、DXによる課題取組の手法の一例を御紹介差し上げます。手法であり、他の分野でも使えるはずです。

神奈川県善通寺市で、固定資産税の課税基準となる土地の用途を衛星画像からでAIで判別するシステムを開発した税務課職員らが、対話型生成AI、チャットGPTを使って自作、外注で開発するより費用を30分の1程度に抑えることができたという。市は、AIを活用し業務改善を進めたいとしています。システムは、同課職員がチャットGPTを活用し、約1か月をかけてプログラムのソースコード、設計図を生成して完成させた。業者に発注すると開発費で3,000万円以上かかるが、今回は120万円だったということです。同課の課長補佐は、DX化を進めたいが中小の自治体では導入費が高額でシステムを入れられない。AIを活用して新しい形のDXを実施していきたいと話されました。

先ほどありました。その効果は分かりますが、初期の費用高額、専門知識を持った人材というお話がありました。これを例えば本巢市で今のやったらデジ田の活用ですか。デジ田の活用をしても半分、まして期間を考えれば1年以上かかる。現実には1年以上かかるんじゃないかというふうに、それを1か月でやってのけた。

さらに、別のニュースソースでの御紹介差し上げますと、善通寺市はチャットGPTを活用して作成した画像比較処理技術を用いて、市内の土地の利用状況を衛星写真で把握し、課税する仕組みを試験運用すると発表しました。市によると、固定資産税を賦課する土地は市内に約7万筆あり、これまで三、四年の周期で航空写真を更新していました。これを毎年更新される衛星写真に切り替え、土地の利用状況の変化を画像比較します。画像比較はAIが行い、例えば前の年に田んぼだった土地が駐車場に変わっているような様子など、瞬時に把握できるといいます。システム構築は、市のDX推進本部でCDO補佐官を務める東京のIT企業がアドバイスし、善通寺職員がプロトタイプをつくりました。市によりますと、数件のサンプルで実証済みだということです。取組がうまくいけば、これまで市内をパトロールして目視確認していた時間と手間が大きく省けることから、小規模自治体にとっては革新的な業務改善が実現できるとしています。ちなみに、善通寺市の人口は3万人を切っています。人口密度は逆に言うと9倍です。標準財政規模は80億です。ちなみに職員数ですが、令和4年度、善通寺市の人事行政の運営状況等の公表についてということで出していますが、一般行政部門165名、人口1万人当たり52.52人、類似団体は72.62人です。確かに、会計任用職員の現状は分かりませんが。

僕は、本巢市の職員の皆さんならやればできると思います。次の質問の布石とさせていただきます。

終わります。

○議長（大西徳三郎君）

時間的なことですが、12時前ですけど約20分ありますので、このまま引き続いて会議を開き続

けますけど、よろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

それでは、12番 河村志信君の発言を許可します。

○12番（河村志信君）

通告に従い質問に入らせていただきます。

今の世の中、進歩しているということになっておりますが、インターネットやスマートフォンなどで便利にはなりましたが、人の幸せとは別のような感じを受けております。かえって新たな悩みとか社会問題を生み、悩む方が増えているように感じております。そんな思いで、社会問題等についてちょっと質問させていただきます。

まず1番ですね。人口減少時代における空き家問題というところを取り上げてみたいと思います。

急速に進む人口減少、日本の人口も22年後の2056年には1億人を割るという予測がございます。現在1億2,400万人という形になっております。人口が減れば、住む家も必要でなくなり、そして空き家という社会問題が発生いたします。同時に、地価も下落し、家屋の価値も下がり、売りに売れない、貸すに貸せない、評価のつかない物件が増える。その結果として、放置される問題の空き家が増えることになります。

5年、10年と放置された空き家は、ガラス窓も割れ、壁も落ち、やがて屋根も抜ける。庭は雑草で覆われて見苦しい状況になります。危険をはらんだ特定空家については、いろんな法的な措置もございますが、そのなぜそうなるのかを考えますと、現実問題やはり親が住んでいた空き家、遺品があるとか仏壇の処分ができない、それと複雑な相続関係ですね。これなどの要因で放置されるという状況がございます。

さらに、更地にすると税金が上がると。これは実は優遇措置がなくなるんだという意味なんだということなんですが、また解体するのにも業者が分からない。また、業者に任せたら予想よりも高額な請求をされたというトラブルもお聞きします。いろんな心配事が重なり、解体に踏み切れないものが事実のようです。

私自身、空家等対策協議会のメンバーでありまして、その議論の中で相談会を提案しました。早速、11月19日に市役所にて空き家セミナー・相談会が開催されました。まず解体工事の企業より、住まいの就活というタイトルで最新の家屋解体の実情説明がありました。知っているようで知らない世界、関心のある方が多いのか、20名ぐらいの方が参加されまして、非常に盛況であったというふうに理解しております。

その後、相談会ということで、土地家屋調査士会、空き家管理業協会、司法書士会の方々が各専門の立場で相談に乗ってみえました。その中身は個人情報でございますので、内容を知ることはできませんが、抱えていた悩みは解消されたのではと想像しています。

結論として、空き家に対する心配事は多くの市民の方が抱えていると思います。これからも定期的に空き家相談会を開催されることを希望するものであります。

では、質問に入ります。

(1)、1 番ですね。どのような方が参加され、空き家相談会にですね、どのような相談をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

空き家セミナーにどのような方が参加され、どのような相談をされたのかについて、お答えをさせていただきます。

市では、市内の空き家の適正な維持管理を促進するため、空き家を所有、管理されている方はもちろん、自宅や実家が空き家になる見込みのある方を対象とし、11月19日に市役所3階大会議室において空き家セミナー・相談会を開催し、市内の空き家の所有者など市内外を問わず19名が参加されました。

また、個別の相談会における具体的な内容につきましては、個人情報でありお答えすることができませんが、土地家屋調査士、司法書士、不動産事業者や解体事業者などの専門家を相談員とし、解体工事業者の選定や空き家の管理方法、相続に関する相談など、13組が相談をされたところでございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

今のお答えの中で、市内外を問わずというところが非常にありがたかったかなと。現実、空き家になっている方というのは、もう本巣市市内にいないという状況が多くありまして、それがゆえに空き家になっているという点では、市内外を問わず相談会を対象にされたということは非常にいいことかなと思います。

質問の2に入ります。

参加された皆さんは、解決策を見いだせましたか。相談会の成果はどのように捉えていますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、空き家相談会の相談者の解決策や相談会の成果について、お答えさせていただきます。

個別の相談会におけるその内容につきましては、個別の事情がございますのでお答えはできませんが、参加をされた方からは大変勉強になったと、来年度も継続して開催してほしいなどの声が聞かれました。また、相談会後にすぐに行政手続を開始された相談者もあり、一定の成果を得たと考

えております。

本巢市で空き家の相談会を開催したのは初めてとなりましたが、予想以上に反響がありましたので、来年度も引き続きこのような相談会を開催したいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

初めての開催ということで、これが好評であったと。継続していただけるという御答弁ですが、少なくとも本巢市については、空き家問題については先進的にいろんな形で先行して解決しているというようなところを要望したいと思います。

次に、3番です。

このときに、米原市の事例が紹介されていました。隣家の方へ土地建物を譲渡とありました。これいいなと思いました。その辺について何かお考えがありますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでお答えさせていただきます。

米原市の空き家の事例は、空き家セミナーにおいて紹介された事例でございますが、所有者や相続人が不明な土地建物を財産管理制度という制度を利用して隣家の方へ譲渡したものでございます。

財産管理制度とは、適切な管理が行われていない空き家について、所有者や相続人が不明である場合に裁判所に申立てをして、裁判所が管理人を選任し、管理人が空き家の管理を行う制度でございます。管理人の選任は、一般的には弁護士などの専門家が選ばれますが、立地条件や売払いの目的によっては選任されないこともございます。

米原市の空き家の事例においては、所有者が不明で、かつ隣家の方が空き家を譲り受けてもよいという極めてまれな事例ではございましたが、本制度につきまして今後よく研究するとともに、広く周知をしていきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

実は、私自身も土地を取得というか、そこには家を建てました。そして、10年ぐらいですかね、たちましたら、隣の方が出ていくというときにそんなお話がありまして、取得に至りました。そのときに周りから言われたのは、隣の土地は借金してでも買えというような、何て言うんですかね、ことわざといいましょうかございまして、これ意外といいヒントかなと。

本市においても、意外と、隣の方がそんなに土地を手放されるのであれば欲しいというのがございますので、そんなのも大きなヒントかなと思ひまして、広めていただけるとありがたいなと思ひます。

4 番の質問に入ります。

今後、空き家に関する相談、家財の整理から売却処分、賃貸、解体、土地の売却への流れを一元化した市役所の相談窓口等の設置は可能かどうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

本巢市では、空家等対策の推進に関する特別措置法を根拠として、国の基本方針に即して本巢市空家等対策計画を定めており、空き家等全般相談窓口として総務課にて相談を受け付け、各種相談に対応するほか、相談内容により各所管課へ橋渡しや、所有者等が抱えている問題解決の手助けを行っています。

今後も、引き続き空き家の所有者のみならず、自宅や実家が空き家になる見込みのある方、空き家周辺の住民の方からの相談等もお受けいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

私が議員になりたての頃にも同じような質問をしまして、当時の空き家に対する御回答は、空き家バンクをやっておりますというだけだったような記憶がございます。それから思うとかなり充実してきてまして、本市に住んでみえる方々も高齢化し、いずれ空き家になってしまうような悩みがあるとすれば、非常にいい形で進んでいるなというふうに考えております。

次の質問に入ります。

2 番、コミュニティセンターについてお尋ねいたします。これはもう 3 度目か 4 度目になります。現在、本市、本巢市法林寺地区に、ナターシャ・ジュリさんがお住まいになっていると。その方からメッセージをいただきまして、補足説明として御紹介したいと思います。

彼女はオックスフォード大学で人類学を専攻し博士課程に在籍していて、研究テーマは日本の空き家対策で、岐阜県内の N P O、不動産業者、建築家、リフォーム業者、空き家オーナーの方と協力して調査・研究を進められている方です。

その 1 つで、今ある建物を取り壊すべきでない理由として、気候変動と資源の枯渇に直面し、持続可能な未来を築くことが社会的な優先課題となっています。建築資材の生産、輸送、建設には多大な炭素排出が伴います。しかし、建物を解体する際には材料が廃棄され、また焼却されることが

多いため、この含まれた炭素が無駄になります。また、解体工事は粉じんや有害な物質を環境中に放出し、近隣住民に健康被害をもたらす可能性がございます。さらに、大切な資源の時代の中で、建物を取り壊すことは再利用や新たな用途に転用できる可能性のある資源を浪費することになり、解体工事は持続不可能な選択となります。今ふうに言えば、サステナブルではないということでございます。

日本では、20年サイクル、大体20年から30年ですね。何かすぐ壊してしまうような気がします。20年で建物を建て替えるのが一般的な状況がございまして、このやり方は環境への影響や無駄が多いとして国際的に厳しく批判されています。イギリスをはじめとする多くの国では、解体よりも改修が優先されるようになってきているとのことです。今ある建物を取り壊すことは、二酸化炭素を大量に排出し、環境有害物質を放出し既存の資源を浪費することになります。構造的に問題がないのであれば取り壊すべきではないと考えます。

もう1点、今ある建物を空き家にしてはいけない理由。日本では、取り壊されない建物が空き家のまま放置されることが多く、空き家はなんと900万戸に上ります。増え続ける空き家は、地域社会の安全・安心を脅かす存在として、行政やNPO、メディアに多く認識されています。空き家は倒壊しやすく、侵入されやすく、害虫がはびこりやすく、潜在的な危険性をはらんでいます。こうした物理的な危険性だけでなく、空き家は社会的な負担も大きいと考えます。

社会問題となっている空き家が、持ち主にとってどのような意味を持つのか、多くの時間を費やして研究をされました。

空き家は日本の人口減少やコミュニティーの分断化につながっていると思います。多くの人々にとって、空き家を見ることは悲しみや孤独感を呼び起こすだけでなく、日本の人口動態、社会経済的な課題も示しています。このまま放置すれば、本巣市のような都市は安全・安心、そして社会的結束に対する深刻なリスクに直面することになります。

では、建物を壊すべきではなく、空き家のまま放置すべきではないとすれば、これらのスペースをどのように利用すべきなのでしょう。旧本巣市役所の庁舎建物が地域を変える可能性を秘めていると考えます。

世界的にもあらゆる年齢層、特に孤立した若者や独り暮らしの高齢者に影響を及ぼすメンタルヘルスの危機に直面しています。調査によると、メンタルヘルスの問題に悩む多くの人々は、社会的なつながりやコミュニティー活動への参加が不足していることが要因としてあります。コミュニティーセンターは、孤独を感じている人々に、グループに参加したりイベントに参加したり、地域コミュニティー内で友情を築いたりすることを奨励しています。そして、この問題に取り組むことを目的とします。

イギリスでは、最近、コミュニティーセンターの数が大幅に増加しています。これらのセンターは、通常、慈善団体や地方行政によって運営されています。主な機能としては、コミュニティーのための集会スペースの提供、健康増進活動、教育プログラム、技能訓練、雇用訓練、コミュニティーカフェの運営などがあります。コミュニティーセンターは、学力の低下、孤独、高齢者人口の増加とい

った課題への対策と考えられています。もし、イギリスで堅牢な政府の建物が空き家になったとしても、取り壊されることは少ないです。その代わりに再利用され、コミュニティセンターは特に人気のある選択肢になりつつあります。

日本では、コミュニティスペースに生まれ変わった空き家を数多く見てきました。所有者にインタビューすると、その主な動機として、地域社会のニーズに応えたいということが多く上げられます。こうしたスペースは、カフェや青少年センター、シニアクラブや学習塾など、多岐にわたり利用されております。

私が知る本巢市の人々は、コミュニティセンターに対する同様のニーズ、つまりあらゆる年齢層の人々が集い、アクティビティーに参加し、新しいスキルを学び、友情を育むことのできる場所が必要だと述べています。私は本巢市民の可能性を信じ、コミュニティへの投資を強く求めます。専用のスペースを提供することで、コミュニティは特に今の日本が直面している課題に対処する中で、より強く成長できることと信じております。

質問に入ります。ごめんなさい、しばしお待ちください。

すみません、お待たせしました。

質問の1、人口減少が招くコミュニティの弱体化、人と人のつながりの希薄化が地方の衰退の原因になっているとの意見もありますが、本市での対応はどのようなもののでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本年3月議会から9月議会にかけまして、コミュニティセンターの設置に関する議員からの御質問をいただき、当課を含めまして各課から御答弁をさせていただいておりますが、本市では現存の体育施設や文化施設、子どもセンターや子育て支援センター、そして公民館が地域の交流の場として活用されており、衰退傾向と言われておりますコミュニティに関しましても、各施設を通じて世代の枠を超えた人と人のつながりが大切に育まれているところでございます。

特に、本市の公民館につきましては、教育、文化、スポーツに関する各種事業の拠点としてだけでなく、活力ある地域コミュニティ形成のために地域課題の解決や地域力を学ぶ拠点といったまちづくりの中核施設として活用されてきた経緯もございます。

また現在、各公民館では各地域の実態やニーズを受け止めながら、地域性、個別性を生かした公民館活動を積極的に展開していることに加えまして、各種団体や青少年活動の拠点として、また、中学校区ごとに設立したコミュニティスクールの拠点としても位置づいていることなど、単なる公民館としての機能を越えた様々な活動を行っているところでございます。

一方、市としましては、市民生活において最も身近な地域コミュニティを自治会として捉え、

自治会におけるコミュニティ活動や市政への協力活動等に対しまして自治会活動事業補助金を通じた財政的な支援を行うとともに、災害時における自治会を中心とした共助の体制整備、地域の清掃活動や地域福祉活動等を実施していただくことで、市民による市民のための自治組織となるよう、市と自治会が協働して様々な課題に取り組んでいるところでございます。

今後も、本市としましては公民館を学びの場の拠点として様々な主体との連携、協働のネットワークによるまちづくりの中核施設として活用するとともに、これまで育んできた自治会をはじめとしたコミュニティ活動が継続できるよう引き続き各施策を推進し、多様化する地域のニーズに対して、前例にとらわれることなく柔軟な姿勢で取り組むことで人口減少による地域コミュニティの衰退を抑止してまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

公民館を学びの場と位置づけるのであれば、私はコミュニティセンターは遊びの場と。やはり人間、遊びというのが非常に私は大切だと思っております。精神的ないろんな余裕だとか満足度というのが遊びの中から生まれるんじゃないかと考えております。

コロナ、収まったわけではございませんが、いわゆる3年間以上続いたコロナ禍がいろんなものの弊害をもたらしたと考えております。特に、地域、自治会の行事、神社の祭礼であるとか、それから地蔵祭りもそうですね。やらなくなったところが多く聞きます。高齢化したとか、やる人がいないという理由もございましたが、これによって非常に地域の結束が弱くなっているんじゃないかなと。

逆に、だからこそみんな集まって何かやろうと、みんなで協力してやろうという流れもございしますので、そういう点でもコミュニティセンターは機能するんじゃないかなと私は考えております。

質問の2に入ります。

言葉として、放置すればごみと、活用すれば有効な資源だと。現在使われていない公共施設の活用構想はございますか、お尋ねします。さきの、ほかの議員さんからの質問がございまして、ダブるところもございしますので、それも含んでお答えいただければありがたいと思います。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

現在使用されていない施設といたしましては、旧糸貫西幼稚園につきましては条件付一般競争入札による公告を実施し、売却に向けた手続を進めている状況でございます。今後、旧もとす合同庁舎などにつきましても売却する方向で進めていきたいと考えております。

また、旧庁舎など近年使用されなくなった施設につきましては、公的機関の移転や跡地利用を進めるための施設改修費用など様々な課題を検討していく必要がありますので、現段階におきましては利活用構想はございません。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

本来なら、空き家になる公共施設があるとすれば、それはもうその以前にいろいろ組立てがされて、すぐに次の活用方法みたいなものを構築していただければありがたいなと思います。

質問の3に入ります。

コミュニティー活動によって社会的なつながりを持つことは、あらゆる年代のメンタルヘルスの改善につながることは先ほどもお話ししました。コミュニティセンターを設けるという考えは、いま一度、いかがなものかお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、社会的なつながりが強いコミュニティーでは、人々が互いに支え合うことでストレスが軽減され、メンタルヘルスが向上されると言われております。

当市においても、先ほど来御答弁申し上げさせていただいておりますとおり、既存の体育施設や文化施設、子どもセンターや子育て支援センター、そして公民館を地域交流の場として活用することで、年齢、性別に関係なく人と人のつながりが大切に育まれ、強固なコミュニティーが形成されているものと考えております。

そのため、議員から本年3月にも御質問いただき、御答弁申し上げますとおり、公民館の施設利用基準が緩和された住民の使用範囲や活動範囲が広がる施設として、従来から公民館のある地域に新たにコミュニティセンターを整備するものではなく、本市の地域の実情を踏まえて、公民館がこれまで果たしてきた役割とこれから果たすべき役割に対する現状を鑑みますと、現在の公民館活動の在り方がコミュニティセンターとしての機能も十分果たしていると考えられますことから、現時点におきましては新規にコミュニティセンターを設ける考えはございません。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

新規のコミュニティセンターを設ける考えはないというふうに御答弁いただいております。しか

し、今の時代が抱えている諸問題、冒頭にお話しした社会問題、これを解決するヒントが私は多くコミュニティセンターにあると考えます。そういう思いも持って一般質問に臨んでおります。

今後も引き続き、検討だけは続けていただきたいと思います。

質問の3に入ります。

本巢インター開設のチャンスを生かす計画は、高田議員からも大野町の事例がございましたが、これは私も以前からお話ししているように、この東海環状の開通、本巢インター、本巢パーキングが開通することは非常に大きな本市にとってのビッグチャンスだと考えております。いよいよ東海環状自動車道の北回り山県インター、大野神戸インター間がつながります。待望の本巢インターも開通します。

合併以来の懸案であった一本化された新庁舎も完成し、また都市公園でもあるもとまるパークも多くの子どもたちでにぎわっています。

これはもう百年に一度という言葉がいいのかと思いますが、ビッグチャンスだと。高速道路、インターチェンジの開通という好条件を生かして、経済的な次の発展、人口減少等の社会問題も、改善なども多くのヒントがここに含まれていると私は考えております。しかし、このチャンスを生かさなければ、本巢インターで降りる方もなく通過地点になってしまうもったいない状況となります。

絶好のチャンスを見逃すことなく、戦略的な仕掛け、計画はあるのでしょうか。

質問1、モレラ岐阜をキーとした商業地の構想はございますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

モレラ岐阜をキーとした商業地の構想についてお答えします。

モレラ岐阜の立地は、都市計画法における用途地域の中で近隣商業地域に属しております。近隣商業地域は、ほかにも真正地域の主要地方道岐阜関ヶ原線沿いに指定されている区域がございます。現在、この2か所は本巢市都市計画マスタープランにおける市内外の多くの人が集まる利便性の高い商業地として位置づけられていますが、モレラ岐阜を含む本巢インターチェンジ周辺においては、東海環状自動車道のストック効果を十分に発揮するためにも、複合的な用途に利用できる土地利用の位置づけを令和7年度から9年度に改定する予定の本巢市都市計画マスタープランにおいて検討する必要があると考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

本巢市で、まずいろんなところへ出かけまして、他府県等、やはり一番のビッグネームと申しまうしょうか、有名なのがやっぱり淡墨桜ですね。これは非常に有名で、最近も能登半島のほうに植樹

をされたとかいう新聞も出ておりました。その淡墨桜の子孫は全国に広がっておりまして、これは非常に私どもも自慢できるものかなと。

そして、もう一つが大型商業施設のモレラ岐阜じゃないかなと考えます。地元におりますと、あるよということになります。冠山トンネル等も開通したときに福井の方からもモレラ岐阜へ行ってみたいということで、多くの福井ナンバーの方がお見えになっていたと。そのモレラ岐阜の集客力、これはなかなかお金をかけても人は来ていただけません。そういうものを持っている商業施設を生かして、次なる本市の発展につながるんじゃないかと考えております。

当然、それが住み続けたいまちになりますし、それと次の世代を担う若者たちにとっても、いいまちに生まれて、ずっと住み続けようというヒントがございますので、ぜひこのモレラ岐阜をキーンとした商業施設の構想を今後も膨らませていっていただけるとありがたいなと思います。

質問の2です。

国道157号の渋滞ですね。モレラ岐阜も要因になっておりますが渋滞対策、それから長良糸貫線ですね。これの進捗状況はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えさせていただきます。

国道157号の渋滞対策として、これまで管理者である岐阜県において本巣インターチェンジから国道21号の間で右折や左折専用レーンを新たに設けるなど車線の変更で対応いただいたり、早急な拡幅が困難な場所では、例えば旧糸貫分庁舎東の信号機でございますが、公安委員会で時間調整などにより対応が図られてきました。

また、令和2年度に本巣市、瑞穂市、北方町による本巣縦貫道整備促進期成同盟会を設立し、また同時に岐阜県、本巣市、瑞穂市、北方町による勉強会を立ち上げ、本巣インターチェンジから国道21号までの間の渋滞、交通事故等の解消に伴う道路の在り方や交差点改良事業について、現地調査や意見交換を継続的に実施しているところです。

本市におきましては、市道糸貫0007号線、長良糸貫線の市施行負担分について整備を実施しており、また今年度より市道糸貫0008号線の改良計画に着手し、渋滞対策に努めています。

次に、長良糸貫線の整備進捗状況についてですが、令和5年度に本巣市施行分は完了いたしました。岐阜県施行分については、国道157号から西側区間の見延地内で、昨年度に道路詳細設計を実施し、現在用地測量を進めているところです。国道157号より東側区間の三橋及び上之保地内では用地買収を進めており、郡府地内では地下横断歩道等の構造物詳細設計を実施していると伺っております。

なお、令和6年8月には岐阜土木事務所と本市における意見交換会を実施し、長良糸貫線早期完成について要望を実施いたしました。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

再質問をお願いいたします。

答弁の中で、本巢縦貫道整備促進期成同盟という文言が出てまいりました。本巢縦貫道ですね、もう50年か60年前に造られて、非常に県下でも、これが非常に旧本巢郡にとってはプラスになっている道路だなと思って実感しておりますが、いかんせん渋滞等の問題もございまして、今現在この期成同盟の中で語られている問題解決であるとか、どういう方向に持っていかれるか、もしそういうものが、お聞きできるものがあればお願いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高橋部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それではお答えいたします。

本巢縦貫道促進期成同盟会は、本巢インターチェンジから国道21号までの間が対象であり、本市内の国道303号から本巢インターチェンジ間の国道157号についても、慢性的な渋滞の解消も含めた道路の在り方や交差点改良事業について検討しています。

先ほど答弁いたしました糸貫分庁舎の信号機の調整ですとか、昨日、澤村議員の答弁の中で答弁させていただきました三橋北交差点などの右左折専用レーンの設置なども含まれております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

次の質問に入ります。

3番、経済効果を含めインター周辺ですね。企業誘致の構想はございますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

本市では、東海環状自動車道西回り区間の開通を見据え、令和2年11月に都市計画を見直し、工場等の建設が可能となる工業地域の新たな指定や産業誘導地区の拡大を行った結果、特に大野神戸インターチェンジに近い本市の温井、国領、浅木地区において、市が用地取得から造成工事までを実施し企業に売り渡すオーダーメイド型の企業誘致により2社と覚書を締結し、1社に約2.9ヘク

タールを売り渡し、別の1社には今後約3.4ヘクタールの売渡しを予定しております。

さらに、このエリアでは民間開発による約8.9ヘクタールに7社の企業が進出、もしくは進出する予定となっております。

こうした企業進出によりまして、税収の増加や雇用の機会の拡大に伴う市外からの人口流入及び定住にも大きく寄与されるものと考えており、その経済効果について大変期待しているところでございます。

本市では、令和12年度の都市計画の変更に向けて、令和7年度より本巢市都市計画マスタープランの改定作業が予定され、都市計画の変更決定までの間は本巢インターチェンジや本巢パーキングエリア周辺等の産業誘導地区においてインフラ整備を計画していることから、これらの地域を中心に企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

再質問をお願いいたします。

民間開発という言葉がございまして、やはり民間の活力を生かした開発が一番可能性が大かなと思っておりますが、そのような動きというか、市としてはこういう構想の下で民間の方を、より本巢インター周辺なり本巢市内に誘致したいというような考えがございまして、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を瀬川部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

企業誘致の方法につきましては、オーダーメード型土地開発公社、今言われました民間開発等の手法がございまして、それぞれの方法にメリット・デメリットがございます。

例えば、オーダーメード型では、企業の希望する規模や造成内容に対応するため、企業が苦手とする土地購入や農振除外や農地転用及び開発申請の手続、造成工事などを全て市が行いまして、造成に必要な盛土も国や県の公共工事から発生する残土をただでもらうことなどにより造成費の削減を行っております。企業のオーダーに応えるので、売れ残る心配がないのが一番のメリットとなります。

一方で、用地購入につきましては、鑑定評価に基づいた金額で全ての地権者に同じ金額で購入してもらうことになるため、交渉が難航したり、決裂し事業ができなくなるおそれもあるというデメリットもございます。

次に、土地開発公社につきましては、一体の開発計画を立て、用地購入をし造成し企業に売却することになりますが、企業が希望する面積や売買単価などに折り合いがつかない場合は売れずに塩漬けになってしまいます。売れるまでの間、造成工事のために金融機関から借りた借金の金利が増

え、さらに職員の人件費なども加算されていきますので、造成地の売買単価が年々上昇し、ますます売れにくくなります。このようなことから、本市は過去に土地開発公社を解散したという経緯がございます。

次に、民間開発になりますが、一番手間と時間のかかる土地購入につきましては、企業独自の単価で交渉できるのでスムーズに進めることができるかと思います。農地法や開発申請などの手続も請負ができますし、設計や工事につきましても企業がお付き合いしているような業者があると思いますので、特に問題はないと思います。そういった意味では、スピード感を考えれば民間開発は有益かと思います。

市としましては、オーダーメード型にしる民間開発にしる、進出希望のある企業にそれぞれの方法のメリットやデメリットを説明し、できる限り協力をして、市にとって適切な企業誘致が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

企業誘致の関係は、以前は土地開発公社でやっていたと。これが課題があるということで、オーダーメード方式に変えられたと。しかし、オーダーメードも完璧なわけじゃございませんで、スピード感であるとか、企業の要望に対してなかなか対応できない。そういう時代の中で、一つのヒントとして民間開発であるとか、それからオーダーメードのさらに進化形があるとすれば、そういうものを含めて常に適正な、一番いいベストな方法を常に構築していただいて進めていただければ、本市の将来が見えてくるんじゃないかなというふうに考えます。

質問の最後、4番に入ります。

パーキングエリアの名称ですね。発表になりました。本巢インター、本巢パーキングと、非常に分かりやすいといえば分かりやすいですが、そこから何かヒントとなるものがちょっと寂しいかなと。

他の事例でいきますと、私、山が好きですので登山によく行くんですけど、中央道でいえば駒ヶ岳サービスエリア、それから新名神でいえば御在所サービスエリアと。ここで降りるんだな、ここで休憩して山へ行けるんだなとか登るんだなという中で、せっかく決まったものを今から変更は難しいかと思いますが、私の思いとしては、先ほどもお話ししました全国に誇れるネームバリューを誇る淡墨桜を、本巢で淡墨桜だと。淡墨桜を見たい方は本巢のこのインターなりで下りてくださいよという意味で、本巢パーキングというような名称はどうかというのを遅まきながら提案させていただきますが、観光へのつなげる構想はございますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それではお答えさせていただきます。

インターチェンジ及びパーキングエリアの名称につきましては、令和6年8月5日に本巢インターチェンジ及び本巢パーキングエリアと決定され公表されておりますので、変更は大変難しいと考
えます。なお、淡墨桜等の観光案内については、本巢インターチェンジ出口付近に案内看板を設置
する予定で進めております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

本巢市ですね、やはり高速の道路が通って期待できるのは観光客の誘致かと思いますが、本市に
おいて観光の資源は淡墨桜以外は何もないでいかんわというようなことをよくお聞きします。登山
の方でいえば能郷白山、これ200名山でとても有名です。根尾の断層もいろんな災害の中で非常に
ヒントがあるんじゃないかなと。そういう本巢において、いろんな可能性のあるヒントとなるお宝
を発掘して、より多くの方が本市に来ていただければ、こんないいことはないかなと考えます。

いずれにしても、また元に戻りますが、今回コミュニティセンターの話をさせていただいたのも
やはりいろんな世代、子どもたち、若い子育て世代、現役世代、シルバー世代も含めて、あらゆる
年代の方が本市に生まれてよかったな、住んでいてよかったなと。ずっと住み続けたいなという思
いで、私としては以前より提唱しております「IBASHOもとす」というもので、皆さんが集っ
て元気になって本巢をよくしていただければいいかなと思ひまして、一般質問をさせていただきました。

御清聴ありがとうございました。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。13時30分、1時30分に再開をいたします。

午後0時33分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

友達のこととはいえ、愛知県碧南市から傍聴に来ていただいたということで、大変御苦労さまで
す。ありがとうございます。

続きまして、13番 鰐本規之君の発言を許します。

鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

それでは、通告に従って質問をしたいと思います。

今日は議長が今言われたように、我がふるさと碧南から同級生が傍聴に来ておりますので、いつもと違って少し優しい口調でしゃべらないと、いつまでたっても変わらんかと、中学校のときとちっとも変わらんかとって、またクラス会のときに言われるといけませんので、少し優しく質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

何を一般質問するのも忘れちゃっておりますけれども、通告は根尾地域の医療のことで質問をするということになっております。

少し時間的にゆとりがないかもしれませんが、しっかりと質問をしていきたいと思っておりますので、答弁者の方においては明快な御回答を期待して一般質問に移りたいと思っております。

それでは、本巢市も根尾地域のほうが過疎地域ということで指定をされて、だんだんと人口減少の中において、その地域の医療をどうして守っていくのかというようなことが問題になっておるわけであります。けれども、その診療所を守っていくにはたくさんのお金が必要という、今の予算の中にも維持していくためには年間に2億2,000万近いお金が計上されているわけでありますけれども、幾らお金が2億かかろうと3億かかろうと、赤字にならないければ大いに結構なことなんですけれども、赤字になっているということになれば、その赤字補填を誰がするのかということになってきますので、そういうことも含めて、赤字が少しでも減るような方法はないかというような思いで質問をしたいと思っております。赤字がなければ10億使おうと、20億を使おうと、独立採算制でやればそれで結構だろうと思っておりますので、そういうことも含めて質問をしていきますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

過疎地域の医療を担う根尾診療所、本巢診療所は、長年多額の赤字経営となっております。このままでは過疎地域での地域医療を今の本巢市の財政力ではいずれ維持できなくなるのではないかと心配になるわけであります。

先ほどの吉村議員の質問に対する答弁からは、診療所の経営に対する改善策が聞かれませんでした。今議会に提案されました本巢、また根尾診療所の診療日、また診療時間の変更について、赤字解消につながるのか、変更により地域医療が守られるのかについて、順次質問をしていきますので、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

本巢診療所、根尾診療所の診療時間の変更についてと、変更すべき理由と市民への影響についての3点についての御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えさせていただきます。

今議会に上程させていただいております本巢市国民健康保険診療所条例の一部改正につきまして、根尾診療所は土曜日を休診日に、本巢診療所は火曜日、木曜日を休診日にするものでございます。

診療時間といたしましては、本巢診療所は月曜日から金曜日までの週5日、午前8時半から12時まで、また火曜日と木曜日は夕方診療として午後4時から午後7時までの診療日に、本巢診療所につきましては、月曜日、水曜日、金曜日の週3日の午前8時30分から12時までの診療日に変更するものでございます。

本巢市北部地域におきましては、人口減少や受診者の高齢化などにより患者数が年々減少しておりますので、患者数に応じた診療体制、診療日数に見直すこととしたためでございます。

市民への影響につきましては、これまで根尾診療所では土曜日に来所していただいた患者の皆様方、本巢診療所では火曜日、木曜日に来所していただいております患者の皆様方には、それぞれその診療日に来られなくなるということで御迷惑をおかけしますので、患者の皆様方に周知することと、それぞれの診療所内での掲示を始め、本巢市北部地域に配付する診療所だよりのほか、広報「もとす」、ホームページにより診療所の診療日について広く周知していきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

患者数が年々減少しているとの答弁でありましたけれども、今は根尾診療所で1日20名くらいが患者として来ておられますし、本巢診療所においては10名程度だと聞いております。

何年前からどの程度減少しているのか分かる範疇内で結構ですので、御答弁をお願いします。

また、本巢診療所は火曜日、木曜日を休診とし、根尾診療所は土曜日を休診とすることですが、診療日の変更でどの程度の経費の削減ができるのか、2点御答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えさせていただきます。

患者数の減少傾向ですが、根尾診療所の受診者数につきましては、令和元年度、5年前ですけれども6,495人、令和2年度が6,070人、令和3年度は5,478人、令和4年度4,966人、令和5年度が4,731人と毎年減少しており、令和元年度と令和5年度を比較しますと27.2%減少しております。

本巢診療所の受診者数につきましては、令和元年度が2,706人、令和2年度は2,597人、令和3年度は2,343人、令和4年度が2,498人、令和5年度2,500人となっており、令和元年度と令和5年度と比較しますと約8%減少しております。

また、経費の削減についてですが、診療日の変更により診療収入が減少することは予想されますが、患者数に応じた診療体制に見直し、医師やその他の職員を削減することで人件費を削減し、また診療日を減らすことにより光熱水費などの経費を削減することにより、経常経費でおよそ約

2,200万円ほど削減できるのではないかと見込んでおります。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

人口減少等々で大分患者数が減ってきたということで27%減ということでございますけれども、根尾診療所においては2名のお医者さんがおられますが、その理由と人件費についてお尋ねをいたします。

2番目ですので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

根尾診療所につきましては、合併前の旧根尾村におきまして、村民の医療及び健康管理を担う唯一の医療機関として設置され、現在の診療所につきましては平成7年度に外来診療及び入院診療を行える施設として整備されました。そのため、旧根尾村におきましては、医療体制の充実を図る目的で2名の医師を正職員として採用しました。

平成18年度からは入院医療は廃止しましたが、それまで行っていなかった土曜日外来診療と火曜日、木曜日の夕方外来診療を始め、2名の医師で診療を行っております。

人件費につきましては、医師分として約3,400万円ほどとなっております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

2名のお医者さんで3,400万ということは、1人当たり1,700万円の報酬をいただいているということになるわけであります。

再質問をお願いいたします。

医師、お医者さんたちの勤務体制はどのようになっているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

医師の勤務日につきましては、合併前の旧根尾村におきまして、医師を招聘する際の条件として診療所での診療担当日は週3日となっております。外来診療以外の時間につきましては、主に緊急

対応や訪問診療の対応、学校の健診業務などを行っております。

診療担当日以外は、かかりつけ医として求められる役割の一つとして、様々な医療情報について習得し、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介する役目があるため、医師は朝日大学病院などで医療情報の習得に努めております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、週3日しか診療をしないとの条件があるということを初めて聞いたわけでありますけれども、今のお医者さんは何年勤めておられるのか、お尋ねをいたします。再質問で結構です。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を加納部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

すみません、今、2名の医師が見えるんですけれども、最初は多分、ちょっと記憶が定かでないんですけれども、診療所ができた当初に1人の方が見えて、平成10年にもう一人雇用されたというような形を聞いております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

最初の方はよく聞き取れなかったんだけど、何年でしたか。あんまり記憶にないということで、10年以上勤めているということですか。

○議長（大西徳三郎君）

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

診療所ができたのが平成7年なんですけれども、すみません、私もちょっと1人目の一番最初から勤めてみえた医師のいつ頃に勤務され出したかというのはちょっと記憶が定かでないので、ちょっと申し訳ございません。もう一人の方は平成10年という形になっております。

○13番（鏑本規之君）

ということは、最初、2人見える中の1人は根尾診療所ができた当時からいるというふうで解釈していいかな。あとの一人は、平成10年ということはもう10年以上勤めているということになるわけですね。

再質問をしますので、よろしくお願いをいたします。

当初20年前に、答弁によりますと、お医者さんを招くためにこのような条件をつけたということ

でいるわけでありますけれども、それ以後、その条件で呼ばった、来てもらったお医者さんは多分いないだろうと。少なくとも1人はいないだろうというふうに感じるわけであります。

にもかかわらず、昔の20年前の約束の条件を今もって守っておられるのか、また今後もそれを継続していくつもりなのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

勤務日につきましては、その当時条件とされていた条件で今もずっと来ているという状況でございます。

実際、診療も、経営のほうも厳しくなっているという中で、見直しをしていかなければいけないなというふうには考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

本来、雇うほうと雇われるほうとでは契約をするわけなんですね。1か月幾らで働くとか、どういう条件で働くとかいうことは、その都度当事者と、使うほうと使われるほうとで契約をしていくわけでありますけれども、この2名の方においては、そういう契約の中で承知をして勤めてきたとするなら少し問題があるかと思っております。

そういうことも含めて、次の質問に移ります。3番目の質問に移ります。

根尾診療所には1名の技師がおられますが、その勤務状態とその理由及び人件費についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えさせていただきます。

平成7年度に整備されました根尾診療所におきましては、旧根尾村村民の医療及び健康管理を担う目的として、医療機器におきましてもCT装置やエックス線テレビシステム装置などを導入し、疾病の早期発見、早期予防に努めてまいりました。そのため、旧根尾村におきまして、放射線を専門に取り扱う診療放射線技師を正職員として採用しました。

診療放射線技師の勤務実態につきましては、週5日間、午前8時半から午後5時15分まで勤務し、医師の指示の下、診療や検診におけるCT装置やエックス線テレビシステム装置を操作して画像撮影を行っています。そのほか、医療機器の点検・整備、ネットワークやシステムの管理、また事務

の補助などを行っております。

人件費につきましては、技師1名のため個人情報に当たり公開できませんが、本巢市職員の給与に関する条例及び本巢市職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき支給しております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今の答弁から察しますと、8時半から4時半までぐらいを勤めているということであるとするなら、条件と一緒に市の職員と時間体系が変わらないなあというふうに思うわけであります。

また、報酬については、年間私が調べた限り、800万以上、830万近い給料をいただいているというふうに思うわけであります。

考えてみれば、同じような仕事をして、そして市の職員として830万、高いか安いかは聞かれる人たちの判断に任せるとして、次の質問に移ります。

根尾診療所にはCT装置がありますが、年間の使用回数はいかほどか、また使用するには技師が必要なのか、またCT装置は医師ではできないのか。

この2点についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

根尾診療所のCT装置の年間使用回数につきましては、令和3年度は379回、令和4年度は313回、令和5年度は318回使用しております。

放射線を取り扱うCT装置やエックス線テレビシステム装置などにつきましては、機器の操作に時間を要するため、機器に精通している診療放射線技師を配置することで、医師はその間、他の患者を診察することができ、患者の待ち時間の短縮を図っております。

また、診療放射線技師法によりまして、医師はCT装置を使用することはできることとなっております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

答弁の中の話の聞くと、何となくむかむかしてくるわけであります。

1日に20人程度しか来ないところにおいて、医師が他の時間、診察する時間が待ち時間を短くするとかどうのこうのということの答弁ですけれども、この答弁を聞いて、この下のほうというのは、

私の地域の人たちがもしお医者さんに行っているときに、このことを聞くと、多分むかつとするんじゃないかなあというふうに思うわけであります。

また、医師でも使用できるとのことですので、技師はいなくてもよいということになります。また、CT使用も年間318回とのことですので、1日に1人か2人の方が使用するかと思われます。

技師は診察もまた医療もできませんので、CTを使用しないときは何をして約7時間時間を潰しているのかと心配になるわけであります。

まさか830万の給料をもらってぼうっとしておるわけではないだろうと思いますけれども、そうのことを考えると、何となくまた少しというような形になってきます。

4番目の質問に移ります。

根尾診療所には医師が2名と1名の技師がおられ、本巢診療所にはお医者さん、医師が1名とありますが、看護師は何名おられますか。また、吉村議員の質問に対する答弁の中で診療科目がすごく多くあったように思われます。

その診療科目に基づいて3名の医師で行っているのか、2点についての御答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、4番目の再質問ということで、答弁を市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、各診療所の看護師の人数につきまして、根尾診療所の看護師につきましては、正職員の看護師が3名、会計年度任用職員の看護師が1名の計4名となっております。本巢診療所につきましては、正職員の看護師が1名、会計年度任用職員の看護師が2名の合計3名となっております。

また、診療科目が多く、3名の医師で行っているかについてでございますが、根尾診療所につきましては、2名の医師が交代で診療を行っておりますが、毎週月曜日は隔週で整形外科と脳神経外科の診療を専門の代診医師に依頼し、診療していただいております。

また、本巢診療所につきましては、1名の医師が診療しておりますが、毎週水曜日は内科の代診医師に診療していただいております。

そのほか、根尾診療所には歯科医がありまして、歯科医については火曜日のみ歯科医師、歯科衛生士を朝日大学病院のほうから派遣して診療を行っていただいております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

3名の医師以外にも、またお医者さんが見えるということなんですね。このことは前にもちょっと聞いたような覚えがあるわけでありますけれども。

1人当たりの1日の報酬額についてと、来てもらう人たちの、何人か来てもらっている、その総

額の金額が分かれば御答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

再々質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

代診医師につきましては、基本午前中の診療をお願いしております、1回6万円を支払いさせていただいております。また、歯科医師につきましては、1日4万6,200円、歯科衛生士が1日1万1,700円を支払っております。

令和5年度の代診医師への年間の支払総額につきましては642万円、歯科医師、歯科衛生士の年間の支払総額は合計で286万6,000円となっております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

ということは、今まで払っていた3名のお医者さんの報酬以外にも800万円近い、600万ぐらいかな、600万近い報酬が払われているということでもあります。

5番目の質問に移ります。

これは市長さんに聞いたほうがいいかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

令和5年度の本巢市の中の根尾診療所、本巢診療所の歳出を見ますと、最初にも言ったように2億2,000万円とありますが、今までの答弁から見ると、半分以上の1億2,000万円以上が人件費となっています。

根尾診療所では、医師が2名、技師が1名、看護婦が4名おられます。本巢診療所においては、1名の医師、2名の看護婦で診療を行っているとのことですが、30名の患者の診療を行うのにこれだけの医師と看護婦が必要なのか。また、外来で来てもらう医師も含めると、本当にこれだけのメンバーが必要なのかと考えてしまいます。

半数のメンバーでも地域医療は守られることができるのではないかなあとは思いますが、市長さんの考える地域医療についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

今、地域医療という話で、その前に御質問、事前にいただいているほうでは、根尾のほうに診療所は必要かどうかという、そういう御質問に事前はなっているんですけど、地域医療のほうだけでいいですかね。それか全体を、せっかくですので全体のほうのお話しさせていただきます。

国保診療所の運営状況につきましては、先ほど来市民部長がお話ししておりますように、赤字を

ずっと続けてきています。そのためにも、今までも継続的に赤字縮減のために歳出削減に取り組んできたところでございますけれども、先ほど来お話ししていますように、北部地域の人口減少というのが本当に急速に進んでおりまして、年々患者数も減少しているというようなことで、主たる収入でございます診療報酬もそれに合わせて減収してきているということで、先ほど来お話がありますように、コストのほう、医師、看護師等々、それからレントゲン技師等々も含めて一定の職員がずっとおるわけです。収入が減ってきてもそれだけの職員がずっとおるということで、基本的には収入が減って支出は一定でということから、本当に年々赤字が拡大しておりまして、恒常的な赤字が続いているということでありまして、毎年市のほうから、多いときは約1億円近い一般会計からの繰入れをやってきて運営をさせていただいているところでございます。

しかしながら、この根尾と本巢の国保の診療所の存在というのは、もう合併前から地域に密着した地域医療の担い手ということで、旧の根尾村、そして本巢町がそれぞれ運営してきた経緯もあって、また高齢化が進行する北部地域の住民の皆さん方からは、こういった中にあっても引き続き診療所を残してほしいというような要望も出てきているということで、この2つの診療所につきましては、今後も地域の要望も多いということから、やっぱり経営改善をすることで、今後も引き続き存続できることを模索していきたいなというふうに思っております。

そういった中で、これからこの診療所の在り方というのが、地域医療をどう確保していくかということでもありますけれども、これがこれからも初期医療の担い手、またかかりつけ医としての役割を持つような、そういう地域の診療所ということで、地域の皆さん方の要望に応えていきたいなというふうに思っております。

このために、先ほど来、部長がお答えしておりますように、新年度には取りあえず取っかかりの話として、診療日の削減ですとか医師の削減等々をやらせていただくというようなことで、人件費をまず抑制しながら、そして経費を削減して診療所の形態を少しでも削減する形で維持できるような形に取り組んでいきたいというふうには答弁させていただいておりますけど、私もそういうふうには思っているところでもございます。

今後もこういったこれだけでは皆様方の御心配の経営改善が本当に抜本的に改善するか、改善することはまずほぼできないだろうというふうに思っております。

これは当然収入がどんどん減っていっていますので、その収入の削減と、いわゆる人件費等の削減だけではなかなかプラスマイナスのプラスのほうを多くするというわけにはいかないというふうに思っております。

そうしますと、当然、診療体制も、先ほど来議論の中にも出ておりますけれども、診療科目があまりにもいろんなものをやっているという、これはやっぱり以前、根尾のほうの診療所というのは、今は診療所になっていますけれども、合併前は地域のいわゆる病院ですね。病院としての機能を持たせるということで、診療をいっぱいいろんな診療科目をつくって、そして入院などもできるような、そういう形でのいわゆる地域の病院という形で当初整備してきていると。

その流れの中から、合併してからは診療所の機能へ入院などを減らしながらやってきているんで

すけれども、そのときの名残がずっと合併前からのこの診療科目、また診療体制が続いてきているということがここへ来て大きくマイナスの要素になってきているということでもありますので、この辺からやっぱりもっと抜本的に見直す、いわゆる診療する、いわゆる診る科目も特殊な、また全部いろんな診療科目をやるばかりじゃなくて、やっぱり基本的には地域の本当に初期の医療の担い手、我々の地域、南部地域のほうにありますような、どこかの病院に行って、ちょっと腹が痛い、頭が痛い、そういう本当に初期のところ、そしてまた慢性疾患というんですかね、いわゆる高血圧だとか、それから糖尿とか、そういったのでいわゆる薬を処方するというような、そういう本当にそれぞれ町医者と言ったらいかんですけれども、我々地域にある本当にこういう医者、医療と同じぐらいまでに診療体制を、診療科目も変えていく、そして診療体制も変えていくことによって、この診療所を維持できる、そういうことになっていくんじゃないかというふうに思っておりまして、これをこれから経営改善、存続するとなると、こういった大きな抜本的な改革をすることによって維持できるような仕組みを考えていくということにしていきたいと思っております。

また、いずれにいたしましても、今後計画的に、また議会の皆さん方にも御相談しながら、そしてまた運営審議会の先生方にも御相談をしながら、この地域医療としての在り方をまたいろいろとどこまで削減することによってこの地域の医療が何とか何分医者がいないというふうじゃなくて、何かこういう存続できるような手法を、方法をこれから考えていきたいというふうに思っておりますので、引き続きまた皆さん方と検討課題ということでよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

今年度の、今補正のほうで条例改正が出ておりますのは、今、先ほど来部長がお答えしているレベルまでの改善でございますので、その後の改善等につきましても、引き続きまた御協議、また皆さん方のお知恵をお借りして前へ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、市長さんの答弁等々を聞いておるわけでありましてけれども、相談をして改革をするというようなことでありましてけれども、改めて担当部長にお聞きをします。

根尾のお医者さんは今2名いるわけであります。さきの答弁の中に、週に3日働くということが条件で雇っているというようなことだったと思うんですね。

一応、前のときも言われたように、市の職員という扱いで契約をしているということになれば、当然技師と同じように8時半から夕方5時、4時半まで勤めてもらうのが市の職員としてのルールじゃないかと思うわけであります。

にもかかわらず、週に3日という契約の中で働いている。また、時間においても多いときで約7時間、少ないときにおいては3時間半という勤務実態であります。

その間、4時半までは一応職員として勤めていなければいけないんですが、その間、2名のお医者さんはどこで何をしているのか、分かる範疇内で答弁をお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について、藤原市長に答弁者になっておりますので。

○13番（鰐本規之君）

いやいや、違う違う、おら、部長に聞いておる。

○議長（大西徳三郎君）

部長だけど、答弁者は市長になっておりますので、市長、市民部長に答えさせてもよろしいですか。

○市長（藤原 勉君）

はい。

○議長（大西徳三郎君）

それなら、市民部長、答弁をお願いします。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えさせていただきます。

午後からになるんですけども、基本的には急患の患者が見える場合もありますので、待機をしていたり、あとカルテ等の整理、あと外来、訪問診療、あと往診等に行ったりしております。

また、学校の健診等、あと市のほうの産業医になっていたりということで、そのような形で午後からも一応勤務はしております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

どうも答弁と僕は違っているように思うわけであります。

1週間に3日しか働かないということが条件で雇っている。となれば、3日間しか来ないわけなの。1週間に3日間しか来ないわけなの。けれども、市の職員となれば、技師と同じようにきちんと勤めなければいけないよということになるわけであります。

ただ、3日間勤めるよというなら、それはそれで約束事でいいわけなんですけれども、時間の制約については公務員と同じような制約があってしかるべきだと思うわけであります。

1週間の中には、2日間は約7時間近く働くことが決められているけれども、条例改正を見ると、あとの3日間は午前中で終わりなんですね。

そうすると、夕方の4時半までの間は、その先生は何をしているかということになるわけであります。3日間しか勤めていないというのが条件であったとしても、最低でも1日は3時間近い時間が何をしているかということになる。

聞くとところによると、自分の出身のところである朝日大学のほうに研修に行くとか、実習に行く

とかということを知っているわけでありましてけれども、今の市長さんの答弁から鑑みてみると、1年のうちの半分近くが研修に行ったり、勉強に行ったり等々ということになれば、普通の職員よりも普通のお医者さんよりも相当な勉強をしていることになるわけなの。物すごい技術者になっていい名医となるわけでありまして。市長さんのふるさとのやぶ医者と言われるようにならないかんわけである。

けれども、そうなれば、東京であろうと名古屋であろうと、遠くからでも名医のところには来るわけでありまして。私も名医のところには時間をかけて診察に行っております。

そうなれば、患者がどんどん増えてしかるべきなの。にもかかわらず、患者が減っていく。勉強をして、技術を習得して、そして名医とならなければいけないのにならなくて、今でいうやぶ医者と呼ばれるような医者となったとするなら、そんな医者をどうしてこんな高い報酬で雇っているかということになるわけでありまして。

このことを踏まえて、市長さんに改めてお伺いするわけでありましてけれども、市長さんは常平生、また職員に対しても、一般質問の中においても、身の丈に合ったということをよく使われます。身の丈に合ったということは、これを地域医療に例えるとするなら、身の丈に合った地域医療とはどのようなものなのか、市長さんに改めてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について答弁を市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

私は今回の答弁では身の丈にという答弁はしておりませんが、身の丈に合ったというのは、いつも申し上げているのは、当然身の丈に合ったというのは、私が言っている身の丈というのは、いつも申し上げているのは、収入、支出、しっかり見合った予算編成、そして事業執行をするということが私の身の丈に合ったということでありまして、100円収入があるのに、120円、150円支出するというのは、要するに身の丈に合っていないと。要するに100円の収入なら100円の範囲内で事業をやっていく、そして予算を執行していくというのが、身の丈に合った自分たちの負担にできる範囲内で仕事をしていくということで私はいつも身の丈というのを使っております。

今回、別にこの病院のところでは身の丈に合ったとは言っておりませんが、基本的にはやっぱりこれは先ほど来議論が出ておりますように、この病院というのも、もともとやっぱり独立採算というのが基本的にはベースでありまして、いろいろなところから収入を入れながらやっていくと、稼ぎながらやっていくというのがありますので、ちまたのいろいろ病院経営なんかにおきまして、やっぱりなかなか赤字、黒字になっている病院もありますし、収支とんとのところもありますし、この近隣の近くのほうに毎年何億円という一般会計からの繰り出しをしながら病院経営をしている自治体もありますので、それぞれそれがどういう形で描いているかというのは、それぞれの個々の病院の体制の中の経営の結果として出ているということで、それをどこまで許容するかというのはまさしくこの金を負担している市民の皆さん方、その自治体の皆さん方の許容の

態度というんですか、許容する形でやられているというふうに思っていますので、我々もこの根尾と本巢の診療所のこの毎年1億円近い赤字のやつについて、これを市民の皆さん方が納得するかしないかと、そしてそれはだからどの程度までなら納得できるかというようなことはこれから十分議論していかなければならない。ただ、それは、それをやる時には、やっぱり今お話がありましたように、いろいろ問題点を指摘されております。医者の数ですとか、医者のいろいろ勤務の時間体制の問題だとか、それから診療科目の話ですとか、もろもろの課題を今、先ほど来提言させていただいておりますので、そういったことも含めて、やっぱり考えていかなきゃいけないなと思っております。

と同時に、この体制の基は、旧のいわゆる合併前の市町村、いわゆる町村からの引継ぎがずっとここまで続いてきているというのが大きなあれになっていますので、この体制をやっぱりしっかりとここで情報を全部全て洗いざらい出して、本当にこれがいいのか、旧の村でやっていたものがこれで本当にいいのかと。今の市になってもこれが本当にいいのかどうかというのは、ここでしっかりと議論をしていかなければ、また将来に禍根を残すと思っておりますので、ちょうどいい機会でもあるし、市民の皆さん方にも情報を全部洗いざらい出すことによって、今後、この診療所の在り方はどういうやり方でやっていくかということにしていかなきゃならない。

これも合併の一つの負の遺産というんですかね、それが今に残って、ここで大きく噴き出してきているというふうに認識をいたしております。

いずれにしても、身の丈というのは、私のいつも言っている身の丈というのは、収入、支出を収支合わせる。決して自分の力以上の事業をやったり負担をするということは2やってはいけませんよというのが私のいつも申し上げている身の丈に合ったということでございますので、よろしくお願いします。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

身の丈の合ったということで言うとするなら、根尾の診療所も身の丈に合った施設にすればいいということであります。出しただけのお金がまた戻ってくればそれでいいですよ。

当初私も言ったように、どれだけのお金を出しても赤字にならなければいいんです。だから、先ほども言ったように、名医であればたくさんのお客さんが来てくれて、お客さんと言っちゃいかなかな、患者さんを。が来てくれて、売上げが伸びてくれば、2億2,000万使おうが、3億のお金を出そうが、収入が5億、6億とあれば喜ばしいことだというふうに思うわけであります。

ですので、今、市長さんが言われるように、身の丈に合った地域医療ということを鑑みれば、赤字にならない規模に直していくというふうに解釈をするわけであります。

すぐにできるかできないかということは別として、来年度の予算の中においては、この人件費の多さには少しびっくりしておるわけでありますので、職員でありますので、職員のトップは市長で

あります。また市長に任命責任もありますので、市長さんのいい判断をしていただいて、来年3月に出される予算の中においては、2億2,000万がもう少し人件費だけでも減るような提案をなされただけであれば、議会のほうとして私は賛成をするけれど、そうでないとするなら、議会のほうにおいて反対をせざるを得ないと思っておりますので、目に見える改革をしていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、真正中学校のグラウンドの件についてお伺いをするわけであります。

真正中学校のグラウンドの件につきましては、新聞でも掲載されていまして市民の方におかれましては御記憶があるかと思いますが、一審では、市名義の土地は市のものとの判決をいただいております。二審においては、どういうわけか知りませんが、時効取得でということで、市民の財産である真正中学校のグラウンドの一部が個人の名義となっていました。

そこでお伺いをいたします。

市名義の土地でも時効取得は成立するのか。成立するとするなら、その理由についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

真正中グラウンド南の土地に係る訴訟、所有権確認と請求控訴事件につきましては、令和6年4月25日に名古屋高等裁判所により控訴人が時効取得により土地の所有権を有するものとして判決が言い渡されております。

時効取得につきましては、民法第162条で所有権の取得時効として第1項で「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」とあり、また第2項では「10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。」と規定をされております。

今回の判決は、控訴人が本件土地範囲について20年間これを管理支配し、所有者として振る舞い、真正町においても何ら異議をとどめることもなく、控訴人が本件土地範囲の所有者である者として接していたなどの事由が民法第162条第1項の時効取得として成立するとして判決を言い渡されたものでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

再質問をしますので、よろしくお願いします。

一審は勝訴となったわけでありますけれども、二審は今のように時効取得ということで敗訴となったわけであります。

その判決内容について、分かる範疇内で結構ですので、御答弁のほどよろしく願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、まず判決の内容についてでございますが、第一審では原告の請求をいずれも棄却されて、市が勝訴となったということで、訴訟費用は原告の負担とするということになっております。

それで、第二審のほうは、今説明させていただきました時効取得によりまして、第一審を変更して、控訴人が土地の所有権を有することを確認するという判決になりまして、その明渡しに際しまして、1か年当たり108万5,057円の割合により金員を支払うこと、また訴訟費用の5分の4を控訴人の負担とするというような判決の内容でございます。

それで、第一審が勝訴で、第二審が敗訴になった理由ということにつきまして、もう少し具体的に説明をさせていただきますと、第一審は登記上の名義は市であるということを主張し、勝訴となったと。それで、第二審では、先ほど来説明をさせていただいておりますが、この原告が土地を実占有していたと主張いたしまして、時効取得によりこの原告が所有権を有するものという判決が言い渡されたわけでございますけれども、この第一審のときにも、実はこの時効取得につきましては争点とされてございました。ですが、この第一審では、裁判所は市の主張を認めていただき、この原告の時効取得は認められないという判断をされております。

少し具体的に説明をさせていただきますが、本件土地には、本巢市等の所有物であるコンクリート製品等が保管されていたが、原告が賃料の支払いや撤去を請求したことがないこと。原告側で自己所有であることを前提に設置した柵、フェンス等の設備は存在せず、そのことを明認にしたこともないことが認められること。3つ目といたしまして、原告は平成4年頃、本件土地範囲の一部を工事事業者に賃貸したと主張するが、賃貸範囲は今回争いのない原告所有の土地の可能性が高く、賃貸期間も5か月に限られ、継続的占有を裏づける事情がないこと。そのほか、確認対象地に対して原告が所有権移転を求めたことがないことや、固定資産税を納付したこともないこと、こういった理由を基に、裁判所は第一審では時効取得は認めなかったということでございますが、第二審ではその逆に原告の主張が認められたというところでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

時効取得とは何ぞやということなんですね。

第一審は時効取得のことについていろいろやったけれども認められなくて、市の主張したことが認められましたよというような言い方なんです。

けれども、今回の二審で時効取得が成立したということ、またそれが認められたということ、時効取得とは何ぞやという、難しい言い方をすれば切りがないんですが、簡単な言い方をすれば、他人の土地を自分の土地として悪意を持ってしたとしても、20年間耕作していれば、もともとの地主から何ら文句がなければ自分のものになりますよということなの。善意を持ってやるとするなら10年でいいですよというのが時効取得。それ以上の理屈は何もない。ということは、裏を返せば、真正のグラウンドはもともとが市の土地なんですね。また市の土地であろうと、また他人の土地であろうと、市の土地として長年にわたって管理をしてきたわけでありますので、訴えられても時効取得をこちらが述べれば市の財産となるわけであります。けれども今回の時効取得の判決というのは、市民から預かっている大事な財産である真正のグラウンドが、市が何一つ管理していなかったよということなの。管理していなかったから管理していたよということを主張した市民の方に時効取得として成り立って、市民からお預かりした大事な財産であるグラウンドの土地が個人の名義になってしまったということなの。

私は裁判に勝ったとか負けたとか、またどういう形で裁判の中で負けたとか、勝ったとかいうのにはあまり興味がない。けれども、この時効取得という形で負けたことについては、これは非常に市として重い責任が伴ってくると思って質問をしているわけであります。

この裁判においては、裁判をかける前に調停というのが大体行われる。双方の意見を聞いて、それで裁判官がいろいろな提案をした中において、こういうふうに下さいよという提案をされたと思っています。その提案の内容がもしこの場で分かるとするなら、答弁してもらって結構なんですけれども、私の聞いた範疇内では、お互いの言い分にも一理あると、100・ゼロはあり得ないだろうということで、お金で話し合いによって決めなさいと。その話し合いの金額もある程度提示されたというふうに聞いておるわけであります。

その時点において説明をされて、極端なことを言うと、分かりやすいことを言えば、2,000万相手方に払って、そしてきれいに下さいよという提案をなされるなら、私が議員としてそれを聞くなれば、その予算については100%承知をいたしましたとして賛成をするわけでありますけれども、そうではなくて、裁判の中において市民から預かっていた大事な土地を市の職員、また市が何一つ管理していなかったから、だから管理していたと言われる人にその財産が移ってしまったんですよ、この判決においては非常に納得をしかねるところがあるわけであります。

また、その第二審において、その判決について市の財産でもある土地に対して時効取得が成立するのかというようなことも裁判の中で訴えていなくて、全面敗訴となったわけであります。

裏を返せば、市職員がやるべきことをやっていなかったから、市民の財産が個人の財産に変わってしまったんだよということになる。この責任はすごく重いと感じています。

ですので、今、時効取得で負けた判決が出たことを実行しようとするなら、たくさんのお金が必要わけであります。

議会が求めた子どもたちが安心して勉学に励めるようにということで、時効取得でなくなった土地を買い戻せというようなことも議会の中で要望しておりますけれども、それを実行するにしても、また裁判官からの補償問題等々についても、これは皆全てお金が必要となるわけであります。

職員の不手際によって、また不手際によって失ったものを、市民の財産を取り戻すということで、市民からいただいている公金を使ってまたそれを取り戻すということが市民の人に理解をしてもらえるかということになるわけであります。

他市他県においても同じような案件、土地のことではないんですが、職員の不祥事によって市民に迷惑をかけた、そのことによって補填をするのに公金を使うわけにはいかないから、職員たちの連帯責任として給料の何パーセントを削減するなり、また行政のトップとして給料の30%、50%をカットして、そして穴埋めをするというような事例を多々聞くわけであります。

どう考えてみても、今までの中において、また市政報告等々においても、市長さんからそのような反省の弁をあまり聞いた記憶がないわけであります。

そこで、市長さんに改めてお伺いをいたします。

この時効取得という形で二審で負けたことについての責任について、市長はどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

今回の市の訴訟で負けたということのお話でございますけれども、これは昭和55年2月に旧真正町が町議会議長とか町議会議員の立会いの下に、相手方と町長との間で覚書を締結した土地について、その判決でございます。先ほど総務部長からその内容をお答えいたしました。その土地については、当時真正町でありました平成13年9月、これがもう既に20年、いわゆる昭和56年から平成13年の9月に時効取得が成立しているということで、もう既に相手方の土地であるということの判決が言い渡されたわけでございます。

既にこの判決する前のもう26年前に、真正町のときに、この土地の所有権がもう既に相手方のものになっていたということであります。

この間ずっといろいろお話、結局、新市になってから、この話がこういうものがあるよという話はお聞きしましたがけれども、その前の引継ぎにも市のほうに来ているわけでもなくて、これについても裁判の中でも、もう既に時効が成立しているんだよと。その当時、町もこれは相手方のものだということをずっと言い続けてきている。そしてまた、その相手方がずっと20年以上にわたってその土地を管理してきたということでもありまして、もう一切その当時の町の職員等も管理のところは一切立ち入れなかった。その場所にも立ち入ることができなかった土地だったということでもあって、そういうことも今回の裁判の中で指摘をされて、何を言っているんだというようなことが裁

判官のお話で、今回それで当然の相手の方のものを何を今さらというようなことで判決が出たというふうに今は認識をいたしております。

市としては、今回の判決文の言渡しをしっかりと受け止めまして、未来ある子どもたちや市民の皆さんのためにも、一日も早く市へ所有権を移し、グラウンドを利用できるようにしたいというふうに思っております。

新市になりましてからも、当然ですけれども、その前のときからずっと相手方が土地の管理をしてきたということを主張してきておりまして、我々は、先ほど総務長部がお話ししたように、廃材をどうのこうのとか、撤去できなんだとか、入ったやつについて文句を言わなんだとかという話は、時効のところに、時効の中断だということていろいろお話ししたんですけど、それはもう全然そんなことは関係ないと。もう既に20年前に、平成13年にもう既に相手方の土地になっているからもう一切それは関係ありませんというようなことで判決が出たというふうに伺っております。

今後の方針につきましては、こういったことから、議会からの附帯決議もございましたように、生徒たちのためにも、これまでどおりいい環境で指導ができるように、いろいろと防球ネットを撤去して明渡しをするということをやらないようにしながら、引き続きグラウンドを現在の状況で使えるようにする、相手方との交渉を今現在進めているところでございまして、相手方との交渉がまとまれば、一日も早く土地購入もやらせていただいて、もう既に真正町時代にもう既に相手方の土地でありましたものをこちらのほうに買い戻すと、買い戻すというわけではないけど、購入するということで決着を図っていききたいというふうに思っております。

いずれにしても、当時、真正町の時代にそれぞれ関係者が正式に覚書を結んで、それが相手方が20年間平穩、かつ、要するに相手方のいろいろなほかの人からも管理されることもなく、本人がずっと管理してきたということが裁判所で認められておりますので、これを踏まえて、新市になってから管理がどうのこうのといっても、新市の管理は管理下にはもう既になかったと、彼らのものであったということです、相手方のものであったということです、市の、それを言うとする、当時の町の管理が悪かったと同時に、町がこういう土地を覚書で結んだことがいかなものかということになるんですよ。そういう主張もしましたけれども、そういう主張も既に棄却されているということでありまして、今回のこの土地のこの問題、時効取得の話についてはいろいろ不満もありますけれども、一日も早く原状に戻して、しっかりと対応していききたいというふうに思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この今答弁を素直に聞いてみると、昭和48年当時からの問題であって、もうその当時からA氏と言われる人の土地として市は認めていたよというような答弁なわけであります。

だとするなら、その土地を子どものために手に入れましょうという形で市のほうに提案をしてい

ただければ、私以外にもそのことについて何ら反対する人はいなかったと私は思うわけであります。

ただ、裁判なの。だとするなら、裁判する必要もなく、議会に提案をしてくればそれで済んだ話なの。それが裁判という形で出てくる。そして時効取得で負けたということになる。この裁判を行った責任は、それじゃあ誰にあるかということになる。

また、先ほども言ったように、裁判にかける前に私も提案をした。いろいろな言い分はお互いにあるだろうから、司法に委ねなさいと。司法に委ねるということは、1人中に入ってもらって話をしなさいという意味なの。ですから、先ほど言った調停なの。調停で結論が出たことについては素直に従えばいいわけであります。今の市長さんの答弁を丸っと信じてしたとするなら、もうその時点で話を、第三者が答えを出してくれている、中に入ってくれている段階でもう調停を結べばよかった。にもかかわらず、本裁判に持って行って、第一審はこちらの言い分が通りましたよということで、万歳万歳という形。万歳万歳をすること自体が間違っていると私は思っている。

第二審は完敗なんです。その言い分が、市の職員の管理がなされていなかったからということになる。事実じゃないとしても、それが世間の判断になってしまふ、裁判所の判断になってしまふということについて責任があるんですよと言っているんです。

私の思いとしては、それを進めたのは市長でもなければ職員でもないだろうと思っている。相談をした顧問弁護士がそういう方向に持っていったんじゃないかなあという思いをするわけでありませう。

その顧問弁護士が、もし私の顧問弁護士である人に相談をすれば、間違っても本裁判には持っていかなかった。私はどう見ても、今回市長さんにまた恥をかかせたと言っていいのか、職員に恥をかかせたと言っていいのか分からないけれども、この顧問弁護士のやった行為については、到底私としては容認ができない。

ですので、今3月のまた予算の中において、今の弁護士をそのまま顧問弁護士としての予算が計上されるとするならば、ほかの議員は知りませんけれども、私は徹底的に反対との討論をしますし、反対をしたいと思ひますし、そうでなければ、公のお金を使って、そして市民の人がよく分からない土地を、事情がよく分からない人が、なぜ市のグラウンドとして使っておるところに対して、何でお金を払って買うんだということが理解できない人から見れば、非常にそのお金を使うことについての理解は得られないだろうと思ひしておりますので、そういうことも含めて、市長においては、市長がトップですので、トップの判断によって本巣市はよくもなるし、悪くもなる、間違っても悪い方向に行かないような英断をしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思ひしております。

根尾診療所についても、この真正グラウンドについても、3月議会までに何らかの見える形での予算編成を切にお願いして、私の一般質問を終わりたいと思ひしております。どうもでした。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

15分ほど休憩したいと思いますので、3時5分まで休憩をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、14番 臼井悦子さんの発言を許します。

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

本当に最後の一般質問になりました。大変皆様お疲れさまのところ、もう一人だけお付き合いをいただきたいと思います。

本日は、大勢の傍聴の皆様が来ていただきまして、何か年末に向けてのクリスマスプレゼントかなと思って大変感謝しております。

本年令和6年は、振り返れば、地震、大雨と災害による被害が多く、今でも石川県能登地方の皆様をはじめ多くの方が御苦労されておられます。その方たちのためにも、令和7年がどうか穏やかな年となるよう祈るこの頃です。

それでは、本年最終の一般質問をさせていただきます。

初めに、市民活動に伴う旧本庁舎の活用についてです。

7月に新庁舎に移り、5か月近くになりました。そろそろ新庁舎にもなじみ、職務も徐々に活性化されてきたと感じております。真夏に汗をかきながらの引っ越し、職員の皆様にとりましては、令和6年7月は記憶に残る御苦労された移転業務だったとお察しいたします。

新しきものあれば古きものがありますように、長年親しんでまいりました旧本庁舎は外壁のタイルの剥がれなど、いまだに利用の見通しがついていない状況で、期待していた市民の皆様には明確に知らされていない現状です。

そこで、1つ目の質問ですが、現在の旧本庁舎の状況についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在の旧本庁舎の状況につきましては、隣接する本巣公民館と本巣すこやかセンターと一体となっていることもあり、浄化槽や電気保守などの施設管理として必要な維持管理を行っている状況でございます。

旧本庁舎の跡地利用につきましては、他施設の移転候補地として公共施設等跡地利用検討委員会から提言書をいただいておりますが、今後も引き続き利用するためには、空調設備の改修や外壁タイルの修繕など大規模な改修が必要となりますことから、今後の利用方法について現在検討してい

る状況でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

お聞きした中でも、外壁タイルの修繕などは危険が伴いますので最優先になるかと思います。

それでは、2つ目の質問ですが、今後市民が利用するための対策について、市長さんにお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

旧本庁舎を今後も引き続き市民の皆様が安全に、そして安心して利用していただくためには、先ほど来部長がお答えしていますように、施設の改修が必要になってまいります。

旧本庁舎も平成2年に完成ということで、35年、34年ぐらいになりますかね、30年は経過しております。総務部長がお答え申し上げましたように、現状で申し上げますと、本年3月に外壁タイルの一部落下した事案というようなことがあって、やっぱり調査をいたしましたら、本当に全体的にあちこちに外壁のタイルのひび割れ、欠損などが各所にありまして、本当に多くのタイルの落下の危険のある場所が判明いたしました。また、庁舎の中のほうも、空調もちょっと調子が悪くなって、使わなくなってくると、どうしてもいろいろあちこち故障が出てくるということで、今回も7月に移転してきてからまだそうたっていないんですけれども、空調が動いたり動かなかったり、効きが悪かったりというようなことで、それももちろん30年以上たっているということから、これも改修をしていかなきゃならないというふうには思っておりますし、エレベーターもかなり古くなってきておりまして、エレベーターにつきましてももう既に保守点検、点検というか、一応の使用期限というのはもうはるかに超えて今利用していますので、このエレベーターも取り替えるとか、もしくはもう大修理をするというようなことが必要になってきておりまして、そうしないと安全性が確保できないというようなことで、エレベーターもそういったことで使うとなるといろいろやってくるということで、大変改修が大きな改修が必要になると、こういう見込みになっております。

また、旧本庁舎はこの本庁舎と同じように、にいわゆる事務所として使うということを前提で建物の中の構造は造ってございますので、もし利用目的、いろいろほかのものに変えると、今度は消防法なんかの関係もあつたりというような、今度は建築基準法なんかの関係もあつたりし、利用する用途によって、その施設の中を、いわゆる本設備なども含めて、施設のいわゆる改修も、中の改修もやらなきゃならん。そのためにまた事務手続が必要になってくる。

今回、補正予算で公民館の調査を予算計上していただきますけれども、今回も公民館に使えない

だろうかということで、2か所、今回も調査させていただくようになってはいますが、このように、本来事務所だけで使っていましたものはずっとそれでいけるんですけども、こういった公民館になってくると、いわゆる公民館法、それから建築基準法、いろんな規制を受けますので、人が多く集まって、人がどうなるとなると、そういう対応の施設にしていかなければならないというように、今回そういった公民館の移転先の候補地としても調査をさせていただいておりますけれども、同じようなことが旧本庁舎もまた違うことに使うとなると、こういった調査をして、どういう施設が必要なのか、どういう設備が必要だということをやる必要が出てくるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ここに来て大変調査をすればするほど、なかなか厳しい状況が出てきているということでありまして、ただそれを待っておりますと、全面改修して、全部悪いところを全部直してから全部それからやりましょうとなるとまた長くなりますので、昨日来いろいろ御指摘いただいているみたいに、いわゆる活用していない公共施設がどんどん増えていくというような格好になりますので、何とかできれば必要最小限の改修でできるだけ使用できる場所が考えられれば、できるだけ早くそういう利用形態が取れるように考えていきたいなというふうに思っております。

既にこの旧本庁舎の利用につきましては、いろんなところからいろいろ御提案もいただいておりますので、その提案の中を早急に検討させていただいて、早くこういったタイルとか空調とかエレベーターとかいろいろありますけれども、そういったことを考えるに当たっては、エレベーターを使わずに済むとか、それから空調も個別空調に、今全館になっているものを個別空調に切り替えることによって対応できるかとか、そういった、それとそういう用途を今の消防だとか、そういった建築基準法、そういうものの規制にかからないような形で利用というようなことができるものを早期に考えて、利用できるものはできるだけ早く利用できるようにしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにしても、全部直してからやるとなると、もう何億とかけてやっていくことになりますと、なかなかそうすぐに簡単に今すぐできないということもありますので、その辺をお含みいただいて、できるだけ可能な限り利用できるような方法を考えさせていただきたいと思っております。

今日は臼井先生の応援団が後ろにずらっとおられて、何か私の答弁を大変注目しておられますので、あまりできないできない、金がかかる金がかかるばかり言っておったのではなかなか前に進みませんので、先日来、いろいろ不用、いわゆる未利用の建物とか土地などを早くいろんな形で早く処分処分と、そして利用価値のあるものは早く皆さんに使ってもらうようにしなさいという、昨日も御質問もいただいて御答弁申し上げておりますので、その線に沿って、できるだけ遊ばせないように、できるだけ皆さん方に使っていただけるような方法を早く検討して、皆さんの御期待に応えるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

今、本当に市長さんにちょっと可能性のあるような、使わせていただけるような御回答をいただきましたけれども、さらにもうこの今の中身についてもう一つ踏み込んで、それでは再質問ということをお願いしたいと思います。

ほぼ回答的には私も大変ありがたいとは思っております。

施設も確かに利用しなければ、さらに電気、水道の不具合や室内も風通しが悪くなっていくものと考えております。第一に安全を確保し、市民活動の場として利用できるようにしていただきたいと強く思います。

本日も先に600名ほどの署名活動をして、市長さんに利用したい旨を申し出いたしました市民代表の皆様も傍聴されておられます。本当に今後の利用のために皆さんが一生懸命待ち望んでいるということは、後ろを見て分かる、御理解いただけるかと思います。

今後の利用のために、もう一度、本当に力強いお言葉で御検討に向けて、全面とは言いませんが、使える部分だけでも何とか早期に活用できるようにお願いしたいと思います。

もう一度市長さんに具体的にどういうふうなやり方で、一部なら使えるよというような御回答をいただければありがたいかと思います。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

再質問をいただきまして、本当に明快な答弁というのがなかなかしにくいところがこの議会の答弁でございますので、いずれにしても先ほど申し上げましたように、いろんな方々からいろんなこの旧本庁舎の利用のやり方というのを御提言いただいております。

また、今の市民団体の皆さん方からも本当に、嘆願書と言っては何ですけど、皆さん方から要望書をどっさりと分厚い形で頂いております、ぜひこれを使わせてほしいというのをいただいておりますし、また庁舎の跡利用の検討委員会からも、こういう特に施設に使いなさいという、使ったらどうでしょうかという提案をいただいたりしていますので、そういうところとの調整ももちろんしていかなきゃいけません。ですけれども、できるだけ多くの市民の皆さん方に喜んでいただける、しかもまたどうせ早く、喜んでいただけるなら早く使えるような形にしては対応していきたいなというふうに思っております。

そういうことで、先ほど答弁いたしておりますように、全部を改修してから云々じゃなくて、一部でも1階と2階でも、3階もありますけれども、それぞれのところでできるなら、先ほど申し上げたように、空調なども部分空調にしながらとか、エレベーターを使わないようにするとか、そういう形でやる。それから外壁なども、いわゆる通り道というんですか、入り口のところだけを集中的にまずやって、それ以外のところは立入禁止にして、取りあえず当面するとか、やっぱり外壁も全部直したり、空調も全部直してやっていますと時間もかかるというようなこともありますので、

その間に中のほうの老朽化が進んでいくということになりますので、時間との闘いになってくると、やっぱりまたいろいろと皆さん方からお小言をいただくような格好になると思いますので、その辺は十分心して、少しでも早く対応できるような方法を早急に進めていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、答弁で、この場所、この場所とやるともう決まったようになってしまって、後、変更が利かなくなりますので、やっぱりその辺はもうちょっと幅広に、ちょっと御検討をさせていただきたいということで、よろしくお願い申し上げます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本当に2040年を目指して、旧本庁舎にはタイムカプセルが埋めてあります。市民の夢と過去の思い出がぎっしり埋まっている旧本庁舎を早期に活用できますよう、よろしく御検討のほどお願いいたします。

3つ目に、管理体制の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、旧本庁舎を使った場合にどう管理をしていくかということでございます。

管理のほうは、これからいろいろ、今先ほども申し上げていますように、利用の方法がいろいろ考えていくというふうになっていますけれども、基本的には、個別にまた造って管理すると、当然人件費等としての配置とか人件費とかいろいろかかってまいりますので、私どもは基本的にはすぐ隣に本巢の公民館がございますし、すこやかセンター、すこやかセンターは今空き室になっていますけれども、管理が。公民館が常駐であることにおきまして、基本的には、教育委員会なんかと協議しながら、公民館の職員、いわゆる公民館に施設の鍵の管理、そしてまた施設の利用の管理などは公民館で、特に市民の皆さん方がいろんな活動に使われるということを前提に考えれば、公民館も同じような話になると思いますので、できれば公民館の管理の中で一体的に管理するほうがスムーズに動けるんじゃないかというふうに思っていますので、基本的には旧本庁舎の管理については、公民館の管理下に置いて利用させていくということを、今後はその前提で進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

何事も予算があつての検討課題であります。市民活動を推進し、市民の皆様の豊かで明るい笑顔を掲げておられる市長さんでありますので、今後の進展に御期待申し上げ、市民の皆様にも御理解いただき、早期に旧本庁舎が地域の拠点づくりのためにも有効に活用できることを願い、市民活動に伴う旧本庁舎の活用についての質問を終わります。

続きまして、2項目めの質問に入らせていただきます。

高齢者の暮らしを支える対策についてです。

本年3月に第6期本巣市老人福祉計画が策定されました。その中には年齢別人口ピラミッドが掲載されております。

本市の高齢化率は31.1%で、全国平均の12.1%より高く、高齢独居世帯は9.8%と全国平均の12.1%よりは低いものの、もとす広域連合平均8.4%より高くなっています。

こういった状況を踏まえ、1つ目の質問ですが、市の高齢者対策についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

第6期本巣市老人福祉計画で本市の高齢化率は、令和4年が31.1%、23年後の令和27年には41.5%に達する見込みとし、また令和2年には高齢夫婦世帯の割合15.3%と高齢独居世帯の割合9.8%を合算しますと25.1%となり、市内全世帯数の4分の1を占める割合であったとしており、本市における高齢化率の進展の状況を鑑みますと、今後も増加傾向にあると予測されます。

一方、本年10月現在の本市65歳以上の人口1万299人中、要介護・要支援認定者数は1,678人、認定率16.3%で、その内訳は要支援1が81人、要支援2が353人、要介護1が267人、要介護2が317人、要介護3が308人、要介護4が234人、要介護5が118人となっており、例年の認定率15%台からは微増となりましたが、今後も認定率15%台で推移していくと見込んでおります。

こういった状況を踏まえた本市の高齢者対策の現状でございますが、議員御指摘のとおり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、フレイル予防や認知症予防を目的とした介護予防教室の開催や、ふれあいいきいきサロン、集いの場への助成、タクシー利用助成など各種事業を展開し、現在最も優先的で重要度の高い介護状態になることを予防するとともに、健康寿命の延伸が期待できる対策を進めているところでございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

令和4年11月での高齢者の支援対策を検討するための資料を得る目的で行われたアンケート調査によりますと、本巣北部では独り暮らしが28.3%と高い状況になっております。現に私の住む地域では、46世帯のうち独居は10軒あります。

それでは、2つ目の質問ですが、独り暮らしの高齢者への対策についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

現在、本市では独り暮らしの高齢者への主な対策といたしまして、3つの事業を展開しております。

1つ目に、本巣市地域見守り協力事業所等連携事業といたしまして、新聞、電気、ガス、運輸、宅配、郵便業務など市内40の事業所と協定を締結し、その協力事業所はその業務、団体活動その他の活動を通して、高齢者等の安否の確認、援助の必要性、その他の見守り活動を行い、活動中、独り暮らしの高齢者等の異変に気づいたときは市へ連絡することとなっており、早期に安否確認ができる体制を整えております。

2つ目に、緊急通報体制支援事業といたしまして、独り暮らしの高齢者や高齢の夫婦世帯で一方が寝たきりの状態である場合に、急病等の緊急時など容易に通報ができる緊急通報装置とペンダント型の無線送信機を無償で貸与し、緊急通報装置を自宅の固定電話機と接続することで、24時間365日対応のコールセンターへとつながり、常駐するオペレーターと会話することが可能となり、緊急事態の際にはオペレーターが岐阜市消防本部に通報することで救急隊が出動する仕組みとなっております。また、伺い電話といたしまして、1か月1回、オペレーターから身体の状態をお聞きするほか、日頃の心配事など相談のできる体制を整えております。

3つ目に、高齢者ぬくもり訪問事業といたしまして、民生委員、児童委員が独り暮らしの高齢者宅を訪問し安否を確認するとともに、日常の困り事などをお聞きしながら、複合化、複雑化した課題や支援ニーズを把握した場合には、地域包括支援センターによる訪問支援につなげるなど、アウトリーチを想定した支援体制を整えているところでございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

ただいま3つの高齢者に対する支援対策を報告していただきました。

その2つ目のところにおっしゃっていただきました緊急通報体制支援事業のこれの利用状況及び

設置率などについて、再質問でお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を小椋部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、再質問に対しましてお答え申し上げたいと思います。

緊急通報体制支援事業の利用状況といたしましては、満65歳以上の独り暮らしの高齢者など対象世帯の約2,000世帯のうち、現在緊急通報装置を設置された世帯は129世帯でございます。設置率は約6.5%となっております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

それでは、次に3つ目の質問を行います。

高齢者の暮らしを支える対策についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、高齢者、あるいは独居の世帯が安心して暮らせるための今後の対策はという御質問に対してお答えを申し上げます。

今後の対策でございますが、高齢者が住み慣れた地域でより安心して暮らしていくためにも、まずは高齢者対策で最も優先的で重要度の高い介護予防事業をはじめ、独り暮らしの高齢者対策の3つの事業を継続的かつ充実化を図りたいと考えております。

具体例を申し上げますと、eスポーツがフレイル予防や認知症予防などに大変有効であるとの認識から、来年度から介護予防教室にeスポーツを導入してまいります。

また、独り暮らしの高齢者対策の一つであります見守り協力事業所等連携事業の一環といたしまして、根尾地域で上水道のスマートメーターを設置する独り暮らしの高齢者世帯の上水道の使用状況から自動的に市へ通報が入るよう設定することで、速やかな安否確認につながる仕組みを検討しているところでございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

すみません、今、質問の内容といたしまして、高齢者あるいは独居の世帯が安心して暮らせるた

めの今後の対策についてお答えいただきまして、ありがとうございます。

この中で、特に辺地であります北部地域におきましても、上水道スマートメーターを設置する通報システムが活用できればありがたいと思います。

それでは、再質問いたします。

高齢者にとりましては、地域での見守り体制が大切かと考えます。人を支えるのはやはり人だと思います。自治会ごとにそういったケアの方法があれば、安心した生活が少しでも送れると思います。

私の地域では、ひだまり会といって、高齢者の方を地域の公民館で比較的若い高齢者の皆様がお世話をして、お茶を飲んだり、話をしたり、時には歌を歌ったりしております。

そこで、自治会など地域で見守る体制づくりのお考えはいかがでしょうか、再質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を小椋部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、再質問にお答え申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、国が推進する地域包括ケアシステムの考え方でございますが、自分で自分を助ける自助、近隣住民などが互いに助け合う互助、健康保険や介護保険など社会保険制度の共助、高齢者福祉事業など行政支援の公助の4つの助、助けがそれぞれの立場でそれぞれの役割を理解し合い、連携することが重要でございます。

自治会など地域で見守る体制は互助でございます。必要不可欠という認識の下、近隣住民同士の助け合いやサークル活動などによるコミュニティの形成など、地域で住民組織の自発的な立ち上げを自治会長などに働きかけてまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本市には各種支援対策・体制があり、大変ありがたいと思います。

本市の発展の礎となってこられた高齢者の皆様が老後を安心して豊かに暮らせる社会の構築は忘れてはならない福祉業務の一環だと思います。

さらに、各地域に住んでおられます職員の皆様方にも、地域住民、特に高齢者の方へのパイプ役、相談役にもなっていただければありがたいと思います。

過去に私も公務員でありましたときに、役所勤めの人は何でも分かっているものと地域の人には思われております。そして、いろんな相談をお受けしました。

公務員は机上の職務のみでなく、そういった地域へのボランティアにもさらに心を尽くしていた

できればありがたいと、この件は市長さんをお願いいたしまして、以上で私の質問を終わります。
皆様、少し早いですが、健康でよいお年をお迎えください。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月17日火曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時37分 散会